

第3期
群馬県社会福祉協議会
活動推進計画（案）
（2021年度～2025年度）

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

はじめに

会長挨拶を掲載予定

目 次

第1章 計画の策定	1
第1節 計画の趣旨	
第2節 計画の推進期間・進行管理・評価	
第3節 策定プロセス	
第4節 第2期計画の総括評価	
第2章 2040年に向けた本県の地域福祉を取り巻く環境	6
第1節 2040年問題	
第2節 国の動向	
第3節 県の動向	
第4節 分野別の現状と課題	
第5節 横断的な課題	
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 基本理念	
第2節 基本目標・推進項目	
第3節 群馬県社会福祉協議会の役割	
第4節 本計画の推進体系	
第5節 本計画のSDGsへの対応	
第4章 具体的取組の展開	18
基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築	19
推進項目1 地域における総合的な支え合い活動の創出	
(1) 市町村圏域における包括的支援体制の構築	
(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進	
推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化	
(1) 権利擁護体制の構築	
(2) 生活困窮者等への支援	
(3) 社会福祉法人等の連携強化	
基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	34
推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	
(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	
推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化	
(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進	
基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	40
推進項目1 災害に備えた体制の整備	
(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化	
(2) 災害派遣福祉チーム(ぐんまDWA T)の機能強化	
推進項目2 災害ボランティア活動への支援	
(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携	
(2) 災害ボランティアセンターの運営支援	
推進項目3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備	
(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援	
(2) 感染症予防に向けた取組の強化	

基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化	52
推進項目1 組織体制の強化	
(1) 人材育成の強化	
(2) 働き方改革の推進	
(3) 情報発信の強化	
推進項目2 経営基盤の強化	
(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し	
(2) ガバナンスの強化	
(3) 関係団体との連携強化	
目標数値一覧	64
参考資料	
用語解説	70
群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱	71
群馬県社会福祉協議会活動推進計画第3期策定委員会委員名簿	72

第1章 計画の策定

第1節 計画の趣旨

本計画は、地域福祉の推進のため、市町村の社会福祉協議会（以下、「社協」という）、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設、関係機関・団体、行政機関、ボランティアやNPO等と連携・協働して、2040年の目指す姿を展望しつつ、県社協の取組の方向性や目標を示すものです。

また、この取組を通して、基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現」を目指します。

第2節 計画の推進期間・進行管理・評価

計画の推進期間は、2021年度から2025年度までの5か年とします。

計画は、毎年度策定する本会の事業計画に反映させて、進行管理を行います。

さらに、計画の3年次にあたる2023年度に、計画の目標等に対する取組について総括評価を実施するとともに、策定委員会において中間見直しを行います。

また、「具体的なアクション」ごとに、複数の目標数値を設定し、進捗状況を毎年度把握するとともに、中間見直しに反映させていきます。

第3節 策定プロセス

全国及び本県の福祉関係施策の動向や福祉課題を踏まえつつ、以下の流れで計画策定を行いました。

(1) 第2期計画の振り返りと総括評価

- 計画の基本理念や目標、これまでの取組について、本会内部に作業部会を設置し、振り返りと総括評価を実施
- 市町村社協及び本会役員（理事・評議員・監事）等へ外部評価アンケートを実施



(2) 総括評価の整理

- 第2期計画の取組について、以下の評価区分で整理

評価区分	内容
A 達成	目標達成につき重点事業としては終了
B 継続	重点事業として継続実施
C 見直し	内容を見直し、新たな重点事業として実施
D 廃止	事業を廃止

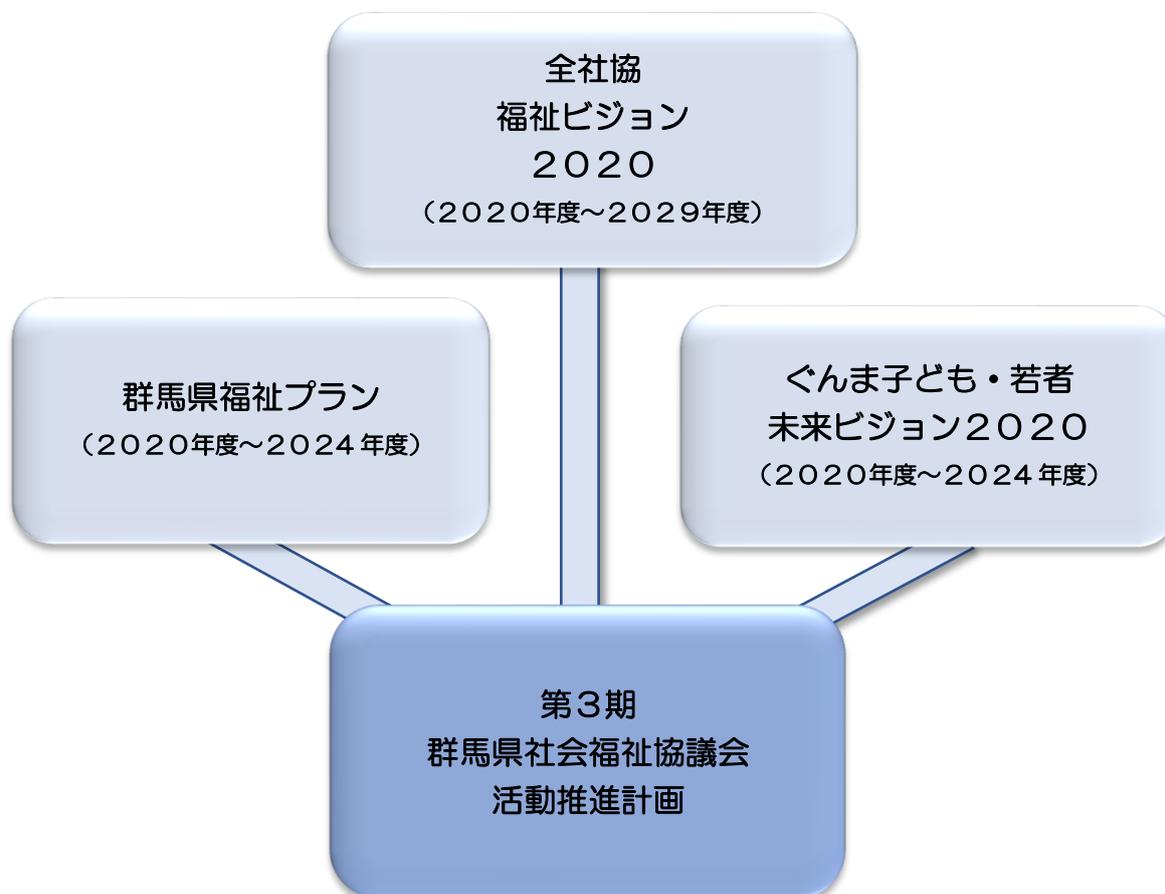


(3) 新しい施策や重点課題等、今後5年間の方向性を確認



- (4) 策定委員会の開催
- ・策定委員会において、計画の方向性や目標等、内容を検討
- ↓
- (5) 県民の意見の反映
- ・計画素案に対し、パブリックコメントを実施
- ↓
- (6) 第3期計画案の策定
- ・策定委員会において、計画最終案を策定
 - ・県社協会長への答申
- ↓
- (7) 第3期計画の策定
- ・本会理事会、評議員会の承認

※ 計画素案を策定するにあたり参考とした計画



第4節 第2期計画の総括評価

基本目標1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します

※ 評価区分 … 「A達成」・「B継続」・「C見直し」・「D廃止」

項目名・重点的な取組	項目評価	総括評価	備考
推進項目（1） 地域福祉活動の促進支援 ①住民による地域福祉活動の活性化促進 1 地域共生社会の実現に向けた理解と取り組みの推進 2 地域包括ケアシステムの理解と促進 3 小地域における地域福祉活動の推進 4 地域福祉活動推進のための人材育成 5 市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援	B継続 B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-1「（1）市町村圏域における包括的支援体制の構築」へ
②ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実 1 ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化 2 市町村社協ボランティアセンターの活動支援 3 ボランティア活動推進のための人材育成 4 福祉教育の推進及び支援	B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-1「（2）ボランティア・市民活動と福祉教育の推進」へ
推進項目（2） 災害時における活動支援体制の構築 ①災害福祉広域支援ネットワークの構築 1 公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築 2 施設間連携による利用者・職員・物資等の受入 3 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり	C見直し B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ただし1は内容を見直し、新たに重点的な取組として実施（コロナ感染対策を含めた体制の整備等） ↓ 第3期計画Ⅲ-1「（1）災害福祉支援ネットワークの機能強化」、 「（2）災害派遣福祉チーム（ぐんまDWAT）の機能強化」へ
②市町村災害ボランティアセンターの機能強化 1 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 2 災害時における市町村社協の体制整備支援 3 災害時における事業継続計画（BCP）策定の推進 4 関係機関とのネットワークづくり	B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅲ-2「（1）多様な災害ボランティア関係団体との連携」、 「（2）災害ボランティアセンターの運営支援」へ

基本目標2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します

項目名・重点的な取組	項目評価	総括評価	備考
推進項目（1） 生活困窮者等への相談支援体制の強化 ①生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化 1 生活困窮者の発見と把握 2 生活困窮者に対する相談支援・就労支援・居住支援の強化 3 包括的な総合相談体制の強化 4 生活福祉資金貸付事業との連携 5 貧困の連鎖への対応 6 新たな貸付制度の実施にかかる広報及び貸付促進	B継続 C見直し B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ただし2は内容を見直し、新たに重点的な取組として実施（ひきこもり対応などにアウトリーチで取り組む体制の整備等） ↓ 第3期計画Ⅰ-2「（2）生活困窮者等への支援」へ
②生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実 1 債権管理の充実 2 相談・貸付・債権管理体制 3 関係機関との連携 4 生活困窮者自立支援制度との連携	B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-2「（2）生活困窮者等への支援」へ

項目名・重点的な取組		総括評価	備考
推進項目（２） 地域における生活支援体制の強化			
①権利擁護事業の強化		「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-2「（１）権利擁護体制の構築」へ
1 日常生活自立支援事業の推進	B継続		
2 成年後見制度の利用促進	B継続		
3 関係機関団体との連携	B継続		

基本目標 3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します

項目名・重点的な取組		総括評価	備考
推進項目（１） 福祉人材の充実と定着支援の強化			
①福祉人材確保の安定化・定着化		「C見直し」	内容を見直し、新たに重点的な取組として実施 (福祉マンパワーセンターの刷新と機能強化に向けた取組の推進等) ↓ 第3期計画Ⅱ-1「（１）福祉人材の確保に向けた取組の推進」へ
1 職場環境の改善と育成システム構築の支援及び評価等反映	C見直し		
2 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ	B継続		
3 福祉人材無料職業紹介所の利用促進	C見直し		
4 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化	C見直し		
5 福祉職をめざす人への支援	C見直し		
推進項目（２） 研修事業の充実による人材の育成			
①研修機能の強化		「C見直し」	内容を見直し、新たに重点的な取組として実施 (オンライン活用による新しい研修体系の構築、研修体系・内容の充実等) ↓ 第3期計画Ⅱ-2「（１）福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進」へ
1 研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実	C見直し		

基本目標 4 社会福祉法人や施設等を支援します

項目名・重点的な取組		総括評価	備考
推進項目（１） 社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み			
①社会福祉法人・施設等への支援と連携強化		「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-2「（３）社会福祉法人等の連携強化」へ
1 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援	B継続		
2 地域における公益的な取組み実践への支援	B継続		
3 積極的な情報発信のための支援	B継続		
②福祉サービスの質の向上への取組み強化		「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅰ-2「（３）社会福祉法人等の連携強化」へ
1 第三者評価機関並びに評価調査者の確保	B継続		
2 第三者評価事業の受審促進	B継続		
3 市町村の理解・協力	B継続		

基本目標 5 県社協の組織体制を強化します

項目名・重点的な取組		総括評価	備考
推進項目(1) 組織基盤と財政・経営の強化			
①事務局体制の充実強化 1 災害時等における危機管理体制の構築 2 社会福祉関係制度への対応強化 3 働きやすい職場環境の整備 4 職員の育成強化 5 調査研究・政策提言機能の強化	B継続 B継続 B継続 B継続 B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ↓ 第3期計画Ⅳ-1 「(1)人材育成の強化」、 「(2)働き方改革の推進」、 「(3)情報発信の強化」へ
②財政の健全化と経営の透明性の確保 1 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上 2 多様な財源の確保と財務体質の改善 3 経営の透明性確保	B継続 C見直し B継続	「B継続」	重点的な取組として継続 ただし2は内容を見直し、新たに重点的な取組として実施 (自主財源確保のためのプロジェクトチームの設置等) ↓ 第3期計画Ⅳ-2 「(1)財政基盤の強化と既存事業の見直し」、 「(2)ガバナンスの強化」、 「(3)関係団体との連携強化」へ

第2章 2040年に向けた本県の地域福祉を取り巻く環境

第1節 2040年問題

- 2040年には、第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークに達する一方で、支える側となる現役世代が急減し、1.5人の現役世代が1人の高齢者を支えることとなり、就労人口の減少とともに、社会保障給付費が大きく膨らむことが予測されています。
- こうした2040年を展望して、誰もがより長く元気に活躍できる社会を実現するため、これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、「多様な就労・社会参加の促進」や「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革による生産性の向上」等、新たな政策課題を踏まえた総合的な改革が求められています。

第2節 国の動向

- 2015年9月に「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」の報告として、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。
- 2018年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現に向けた取組の推進として、「市町村において包括的な支援体制づくりに努める」旨が社会福祉法に規定されました。
- 改正社会福祉法附則により2019年5月に設置された「地域共生社会推進検討会」の同年12月の最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的支援体制の整備の在り方の方向性が示されました。
- 政府は2019年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代を見据え、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討を行い、2020年12月に最終報告である「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定されました。
- 2021年4月施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、各市町村において包括的支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が創設されるなど、地域共生社会に向けた取組が本格化しています。
- さらに、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」についても、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、我が国でも官民においてその取組が広まっています。

第3節 県の動向

- 群馬県総合計画の福祉分野における最上位計画である「群馬県福祉プラン」（2020年度～2024年度）において「県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本理念として、また、子ども分野における最上位計画である「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」（2020年度～2024年度）において「子どもの生命を守り、全ての子どもやその家族を支援します」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指した施策を展開しています。
- 20年後の目指す姿を描く「ビジョン（2021年～2040年）」とこれを踏まえて、今後10年間に重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画（2021年度～2030年度）」の二つを合わせた「新・群馬県総合計画」を策定し、「誰一人取り残さない自立分散型の社会の実現」を目指しています。

第4節 分野別の現状と課題

《高齢福祉分野》

- 2018年の本県の平均寿命は、男性が80.92歳、女性が87.11歳で、1965年と比較すると、男性は13.58歳、女性は14.73歳の延びとなっており、高齢者人口は年々増加しています。
- 我が国の総人口は、2019年10月1日現在、約1億2,600万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は約3,580万人（高齢化率28.4%）となっています。
また、本県では総人口約194万人に対し、高齢者人口は約57万人（同29.6%）となっており、2025年には59万人（同31.8%）、2040年には、約62万人（37.7%）になると推計されているとともに、一人暮らし高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯も増加しています。
- このような中、本県の65歳以上の要介護（要支援）認定者の数は、2020年には約10万人となり、2025年には約11万1千人、2040年には約13万5千人になると推計されるとともに、認知症高齢者の数は、厚生労働科学研究によると、2020年は10万人以上、2025年には11万人以上、2040年には13万人以上になると推計され、介護サービスの需要増加のペースが早くなると見込まれています。
- 本県における65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する介護保険料は、第8期群馬県高齢者保健福祉計画期間（2021～2023年度）において、県平均月額が6,136円と、全国平均の6,014円を上回っています。
介護保険制度がスタートした第1期計画期間（2000～2002年度）の2,743円と比べると、約2.2倍に増加しており、今後、2025年、2040年に向けて、更なる増加が見込まれます（2040年頃には9,000円を超えるという試算もあります。）。

- 「健康上の問題で日常生活に影響のある高齢者の割合」は、男女とも25%前後に留まっており、多くの高齢者が健康であり、元気な高齢者には「支えられる側」だけではなく、「支える側」として活躍することに大きな期待が寄せられています。
- 県では、2021年度から2023年度までの3年間を計画期間とする「第8期群馬県高齢者保健福祉計画」を策定し、「地域共生社会の実現」、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「認知症施策の推進」、「多様な福祉・介護サービス基盤の整備」、「介護人材確保対策と資質の向上及び業務効率化の推進」を基本政策に位置付け、高齢者に係る幅広い施策を総合的に推進しています。

《障害福祉分野》

- 本県の2020年3月現在の障害者は、身体障害者手帳交付者数が69,266人で、障害の種類では肢体不自由児が34,182人と最も多く、障害の程度では重度(1・2級)が36,544人と最も多くなっています。
療育手帳交付者数は15,417人で、障害の程度では中軽度が10,142人と最も多くなっています。
精神障害者保健福祉手帳交付者数は14,412人で、障害の程度では2級が7,275人と最も多くなっています。
指定難病医療給付の受給者数(疾患ごとの延べ人数)は13,470人となっています。
- 県内特別支援学校(国・公・私立)における2020年5月現在の幼児・児童・生徒数は2,298人で、高等部が1,033人と最も多くなっています。
県内の小中学校における特別支援学級の児童・生徒数は、2020年5月現在で3,788人、うち小学校が2,619人と最も多くなっています。
県内の小中学校において通級による指導を受けている児童・生徒数は、2020年5月現在3,529人で、うち小学生が2,619人と最も多くなっています。
- 近年、法制度の整備により福祉施設や在宅から地域社会での自立生活に向かう流れが醸成されつつありますが、障害者総合支援法の施行により、各都道府県や市町村においても地域生活支援拠点の整備のより一層の推進が求められており、福祉人材の確保も課題となっています。
- 住み慣れた地域で安心して生活を継続していく上で、親亡き後の支援について、地域ぐるみで関係団体が連携して取り組んでいくとともに、市町村社協による法人後見による支援が求められています。
- 県では、2021年度から2026年度までの6年間を計画期間とする「バリアフリーぐんま障害者プラン8」を策定し、共生社会の実現を目指し、お互いの理解の促進、当事者本位の総合的支援、安全で安心できる地域づくりに視点を置き、総合的に施策を推進しています。

《子ども福祉分野》

- 本県の0～15歳未満の年少人口は2019年10月現在231,202人と1982年以降連続して減少しており、過去最低を更新しています。
また、2020年の出生数も11,660人で、前年比241人減少し、過去最低となっております。新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、少子化の進行はより一層加速する恐れがあり、子どもを産み育てる環境の整備は喫緊の課題となっております。
- 我が国の2015年の子どもの貧困率は13.9%と、7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。とりわけ、ひとり親世帯の母子家庭の貧困率が高く、生活・学習支援や居場所の提供、経済的支援等により貧困の世代間連鎖の解消に向けた取組が急務となっております。
- 本県の2020年度の児童相談所における虐待相談受付件数は2,286件で、前年に比べて487件増加し、12年連続で増加しているなど、児童虐待対策が喫緊の課題となっております。
- 本県の2020年4月1日の保育所等の定員数は49,295人で、前年に比べて659人増加しており、保育所等の入所待機児童数は14人で、前年に比べて7人減少しています。
- 県では、2020年度から2024年度までの5年間を計画期間とする「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」を策定し、「子ども・若者が『自分らしく生きる土台』をつくる」、「大人（家族）を支える」、「困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える」、「社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える」を基本方針として、子ども・若者に係る幅広い施策を総合的に推進しています。

《生活困窮分野》

- 本県の生活保護の概況は、被保護世帯数が2019年度（年度平均）は12,526世帯で前年度比57世帯の増加、被保護者数が14,984人で前年度比59人の減少、保護率が0.77%と前年度と同率となっています。
バブル経済の崩壊に伴う経済情勢の悪化が雇用環境には遅れて現れたため、1997年度から保護率は増加に転じ、リーマンショック後の急速な経済悪化により申請者及び被保護者ともに大幅に増加しました。2011年度下期から増加率は鈍化しましたが、高齢化社会の進行に伴い、高齢者世帯が増加し、緩やかな増加傾向が続いています。
- 国による「ひきこもりに関する調査」結果では、全国で15～39歳のひきこもり状態にある人が54.1万人（2015年度調査）、40～64歳で61.3万人（2018年度調査）と推計されており、新型コロナウイルス感染症の影響で一層深刻化していくことが懸念されています。
潜在化している困りごとを抱える人や世帯に対し、いかに関わりを生み出し、必要な支援につなげていくかが課題となっておりますが、本県においては、独自のひきこもりに

関する調査は行われておらず、実態把握が課題となっています。

その他、8050問題やヤングケアラー、就職氷河期世代等の実態把握や支援方策の検討も求められています。

- 2015年に新たなセーフティネットとしてスタートした生活困窮者自立支援制度により、日本経済の長期的な景気の低迷や社会的孤立を背景に、生活困窮状態にある人への包括的な支援体制の強化を図っていくことや、子どもの貧困への対応など、制度の狭間の諸課題に地域で柔軟に取り組んでいくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った方の生活を支援するため、社会福祉協議会において緊急小口資金等の特例貸付を行っていますが、本県においては、2020年度の1年間で4万1千人を超える方から申請があり、貸付決定件数が36,821件、貸付決定額が118億1,392万円と前例のない規模となっており、今後の生活再建に向けた総合的な支援体制の構築が課題となっています。

第5節 横断的な課題

《地域共生社会の実現》

- 2021年4月施行の改正社会福祉法により各市町村において包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、地域共生社会の実現に向けたきめ細かな取組が求められています。市町村による任意事業であるため、今後、市町村間において福祉サービス格差が生じることが懸念されます。
- 重層的支援体制整備事業は、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが求められています。どれも市町村社協がこれまで取り組んできて、実績を上げている事業であり、市町村社協が行政と連携し体制整備の一翼を担うなど、中核的な役割を果たすことが期待されています。
- 県社協としては、大きな市町村格差が発生しないよう、地域において市町村社協が中核となることにより、県内全体で新しい仕組みへの移行が円滑に進むよう、市町村社協が地域において社会福祉法人や関係機関・団体との「連携・協働の場」となることを下支えし、促進していくことが求められています。
- 企業においてもSDGsへの取組が広がっていますが、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現は、まさに地域共生社会の構築につながるものであります。

地域共生社会の実現に向けて、地域のニーズや課題を敏感に把握し、多様なサービスを提供している企業との連携は不可欠であり、今後の課題となっています。

《権利擁護の推進》

- 判断能力の不十分な高齢者や障害者が地域で安心して生活し続けていくためには、関係者が連携して権利擁護体制を構築していくことが重要であります。

また、今後の地域共生社会の実現に向けて、権利擁護体制の充実は、市町村における包括的支援体制の基盤をなすものであります。

- 本県における成年後見制度は、2019年の利用者数が3,139人と、人口10万人あたりの利用者数は160.8人で、全国平均の177.5人を下回っています。
- 2020年度末現在、本県において法人後見を実施している市町村社協数は3社協のみに留まっていることから、今後の市町村社協における取組の一層の促進が課題となっています。
- 本県の日常生活自立支援事業の利用者数は2020年度が1,058人と、人口10万人あたりの利用者数は54.8人で、全国平均の43.3人を上回っていますが、この4年間は横ばいで推移しており、専門員等の体制強化が財源の確保とともに課題となっています。

本事業は制度開始以来、基幹的社協である13市町村社協で実施してきましたが、2022年4月から、35市町村すべての社協での実施に向けて移行準備を進めています。

《福祉人材の確保・育成・定着》

- 本県における介護人材の状況は、介護保険がスタートした2000年と比較すると、2019年は37,201人と約4.7倍に増加していますが、将来的には、需給推計によると2025年の需要見込みは40,843人、供給見込みは38,965人で、需給ギャップが1,878人、2040年の需要見込みは48,329人、供給見込みは36,380人で、需給ギャップが11,949人と、不足数が拡大していくと推計されています。
- 2040年に向けて現役世代が大幅に減少する中で、地域共生社会の実現に向けて、介護（高齢）分野だけでなく、障害分野、保育分野においても、人材の確保は大きな課題となっています。
- 職員一人ひとりのコミュニケーション能力や経験、習熟度にあわせ、研修の機会を確保し、職員が必要とする知識やスキルを習得できるよう研修計画を具体化するなど、社会福祉法人等の人材の育成とキャリアアップを支援していくことが求められます。
- 外国人人材等も含め、元気高齢者や他分野からの参入など多様な福祉人材の確保・育成・定着が求められており、外国人人材の受け入れにあたっては、適切な受け入れを行うとともに、地域社会の一員として迎え入れること、そして、ともに地域で生きる社会を構築することが大切です。
- 福祉人材の確保が厳しい中で、福祉サービスの改革による生産性の向上が求められており、福祉現場におけるICTやAIの利用促進等による効率化、業務負担の軽減も急務となっています。

《多発する自然災害への対応》

- 2011年3月に東日本大震災が発生し、その後も平成28年熊本地震(2016年)、平成30年北海道胆振東部地震(2018年)、西日本豪雨災害(2018年)、台風第15号、第19号等による被害(2019年)、令和2年7月豪雨(2020年)など、毎年のように自然災害が全国的に発生し甚大な被害が生じています。
- 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も予想される中、高齢化の進展により要支援者が増加する一方、地域の中で活動することのできる避難支援等関係者が減少するなど、支援にあたる関係者の負担が増加することが懸念されています。
- 大規模自然災害発生時に、福祉組織・関係者による被災地での福祉支援活動を十分に行うことができるよう、平時からの備えが必要であり、社協の災害ボランティアセンターの設置・運営のための支援や災害福祉支援ネットワークの基盤の強化、専門職による災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣活動への支援、被災した福祉施設、事業所の早期の事業再開、復興に向けた支援等が財源の確保も含めて重要な課題となっています。

《社会福祉法人制度改革への対応》

- 本県の社会福祉法人は2021年4月1日現在で500法人あり、一般法人が461法人、社協が36法人、その他が3法人となっています。
一般法人を事業対象別で見ると、高齢者関係事業を実施する法人が30.8%、障害関係事業が16.1%、子ども関係事業が53.1%となっています(複数回答を含む。)
- 2018年の改正社会福祉法に基づく法人制度改革により、社会福祉法人はガバナンスの強化とともに、地域における公益的な取組を進めていくことが規定されました。
複数の社会福祉法人・福祉施設の協働による地域公益活動は、全国的な展開へと広がりをみせています。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域の社会福祉法人間での連携・協働が求められており、その中核的な役割を社協が担っていくことが期待されています。

《増加する社会保障給付費への対応》

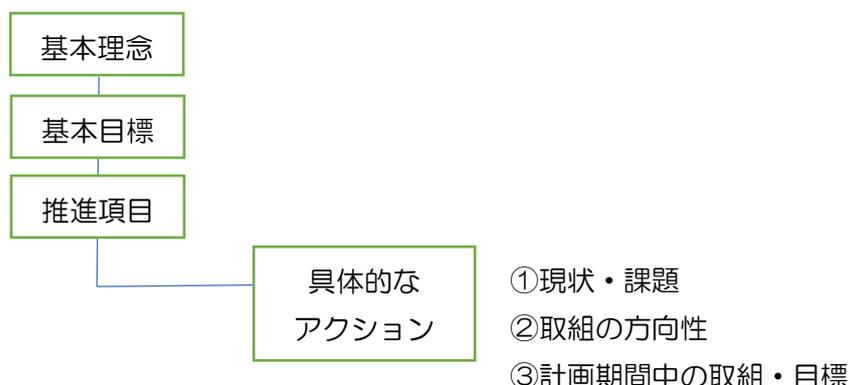
- 高齢者人口がピークを迎える2040年度には、年金や医療、介護等の社会保障給付費の急増が見込まれ、我が国全体で、2040年度の社会保障給付費は約190兆円と、2018年度の1.6倍に達する見通しです。
特に伸びが目立つのが介護給付費で、2018年度比で2.4倍の約26兆円になると推計されています。
- 本県においても、県の社会保障関係費は2021年度当初予算で1,081億円と、10年前の2011年度の744億円に比べて、約1.5倍と高い水準となっており、健康寿命の延伸に向けた取組や自立支援・重度化防止の促進、医療及び介護連携の整備や適正利用の推進等が求められています。

《with コロナ時代における地域福祉の推進》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った方の生活を支えるため、緊急小口資金等の特例貸付を行っていますが、市町村社協の窓口で相談者が殺到するなど、福祉的支援を必要としている方々が拡大している一方で、新しい生活様式が求められるなど、従来の地域福祉活動は様々な制約を余儀なくされています。
- 民生委員・児童委員の訪問活動が困難な状況となっているとともに、集いの場やサロン活動、子ども食堂・学習支援活動等が制限されるなど、人と人との支え合いの希薄化が憂慮される中、新たなつながりや支援の方法を試みる動きも広がってきています。
- 社会福祉施設等で感染が確認された場合に、サービスや事業の継続を支えるための取組や、災害発生時における避難所活動、災害ボランティアセンター活動及びDWA T活動等における感染防止対策の徹底が必要になっています。
- コロナ禍にあって、福祉施設・事業所における福祉人材の離職が懸念される中、福祉人材不足の更なる深刻化が憂慮されています。
- with コロナ時代を見据えて、ICTやAIの活用促進等、人と人とのつながりを切らさないよう、新しい生活様式を踏まえた地域福祉活動の展開が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

本計画は、基本理念、基本目標、推進項目及び具体的なアクションで構成しています。



第1節 基本理念

県社協が置かれている現状と、2040年までの今後20年間の本県の社会福祉を取り巻く環境の変化を見通した上で、2021年度から2025年度までの5か年間に実施していく事業の指針とするため、基本理念を次のとおり定めました。

誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現

第2節 基本目標・推進項目

基本理念を踏まえ、目指すべき4つの基本目標を定めます。

また、基本目標を達成するため、9つの推進項目を定め、具体的なアクションを進めます。

第3期活動推進計画の基本目標と推進項目

基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築

地域共生社会の構築に向けて、市町村社協をはじめ、関係機関・団体等との連携により包括的な支援体制の構築を推進します。

- 推進項目1 市町村圏域における包括的支援体制の構築
- 推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

福祉の仕事のイメージアップを図るとともに、多様な担い手の確保や育成のための研修機能の強化、定着のための働く環境の整備に努めます。

- 推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化
- 推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化

基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

総合的な災害福祉支援体制の整備や災害ボランティア活動等の支援を、平時から推進します。

- 推進項目1 災害に備えた体制の整備
- 推進項目2 災害ボランティア活動への支援
- 推進項目3 新型コロナウイルス等感染症に対応した体制の整備

基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化

地域共生社会の構築に向けて、その中核的な役割を担えるよう、組織や経営基盤の強化に向けた取組に努めます。

- 推進項目1 組織体制の強化
- 推進項目2 経営基盤の強化

第3節 群馬県社会福祉協議会の役割

群馬県社会福祉協議会は、1951年3月に発足し、1955年3月に社会福祉法人として設立されました。社会福祉法に規定される非営利の民間団体として、県民や関係機関・団体等と連携を図りながら、地域のニーズに対応した各種事業や取組を展開し、地域福祉を推進しています。

今後、2040年に向けて地域共生社会を実現していくために、次の機能を強化していくことが求められています。

地域共生社会を実現するために県社協が担うべき機能

1 県域・広域的な機能

市町村域単位では容易に取り組めない困難性のある事業、又は地域間格差を解消していくような取組等へ支援していく機能

2 専門的な機能

将来を見据えた、又は時代の要請に添えていくための取組や、単独の事業体では完結できないような専門的課題の解決に向けて支援していく機能

3 連携・協働機能

市町村社協をはじめ、様々な団体や機関、行政、ボランティア、住民等とネットワークを構築し、協働して包括的な支援を展開していく機能

4 政策提言機能

社会福祉の諸課題について調査・研究を行うとともに、行政等に対して政策提言を行っていく機能

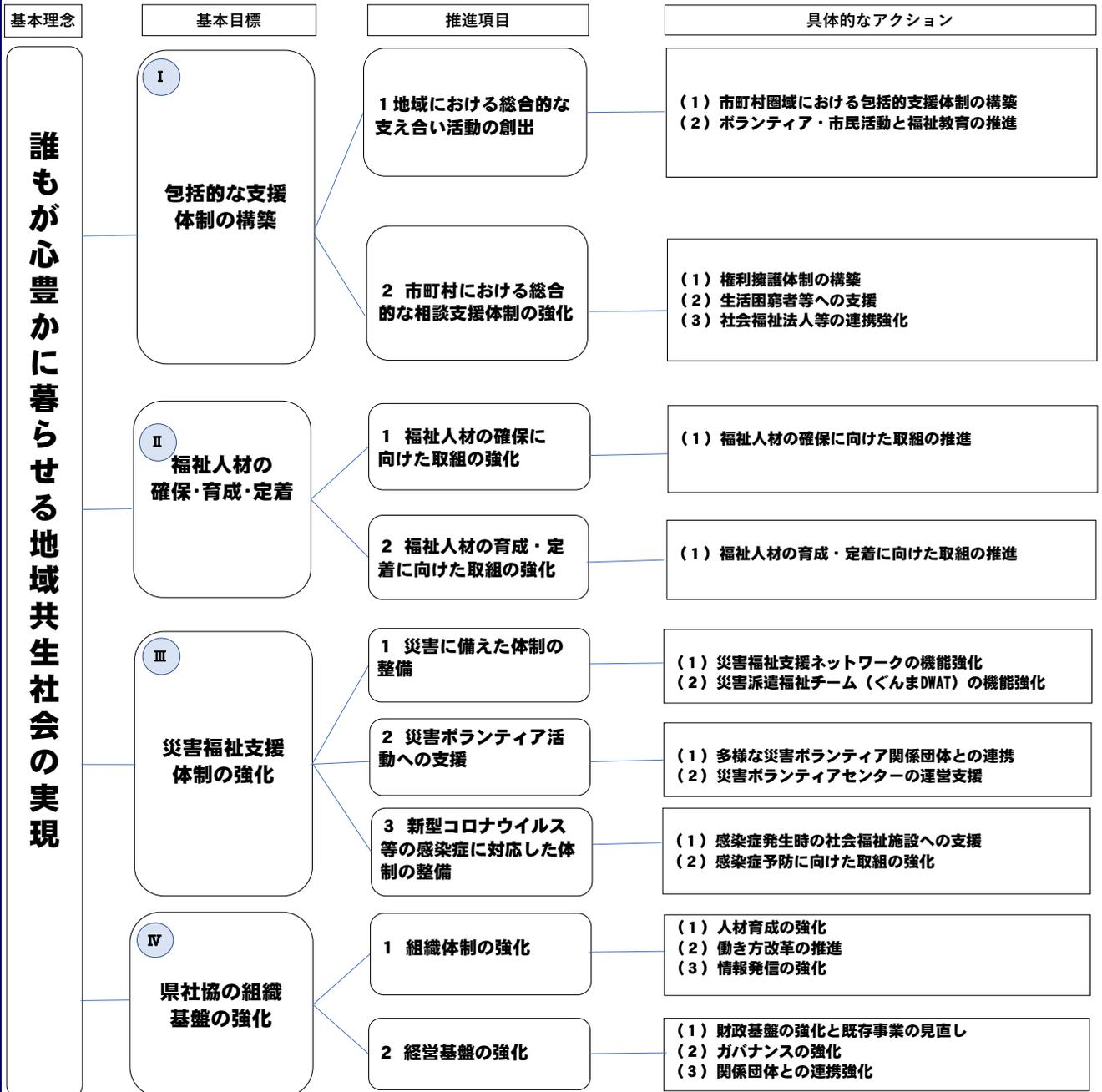
5 情報提供機能

国の動きや、全国各地の先駆的な取組、新たな課題への対応事例、そのノウハウ等を収集し提供していく機能

第3期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画体系図 (2021~2025年度)

策定方針

いきいきと活躍し続けられる2040年を見据えつつ
2021年度からの5年間の目標と事業展開を示す



第5節 本計画のSDGsへの対応

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」の実現は、「地域共生社会」を実現していくことと多くの共通目標を有するものであり、本計画は、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。



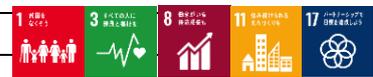
第4章 具体的取組の展開

第3期 群馬県社会福祉協議会 活動推進計画の構成	
基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築	
推進項目1	地域における総合的な支え合い活動の創出
	(1) 日常生活圏域を基盤とした地域づくりの推進
	(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進
推進項目2	市町村における総合的な相談支援体制の強化
	(1) 権利擁護体制の構築
	(2) 生活困窮者等への支援
	(3) 社会福祉法人等の連携強化
基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	
推進項目1	福祉人材の確保に向けた取組の強化
	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進
推進項目2	福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化
	(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進
基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	
推進項目1	災害に備えた体制の整備
	(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化
	(2) 災害派遣福祉チーム（ぐんま DWAT）の機能強化
推進項目2	災害ボランティア活動への支援
	(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携
	(2) 災害ボランティアセンターの運営支援
推進項目3	新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備
	(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援
	(2) 感染症予防に向けた取組の強化
基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化	
推進項目1	組織体制の強化
	(1) 人材育成の強化
	(2) 働き方改革の推進
	(3) 情報発信の強化
推進項目2	経営基盤の強化
	(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し
	(2) ガバナンスの強化
	(3) 関係団体との連携強化

I 包括的な支援体制の構築

1 地域における総合的な支え合い活動の創出

(1) 市町村圏域における包括的支援体制の構築



<現状・課題>

- 近年、少子高齢化や人口減少の進行、家族機能や社会構造の変化、価値観の多様化などを背景として、地域における支え合いの機能（「互助」）が脆弱化し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、子どもの貧困、虐待など、複合的な課題や制度の狭間となっている課題が顕在化してきています。

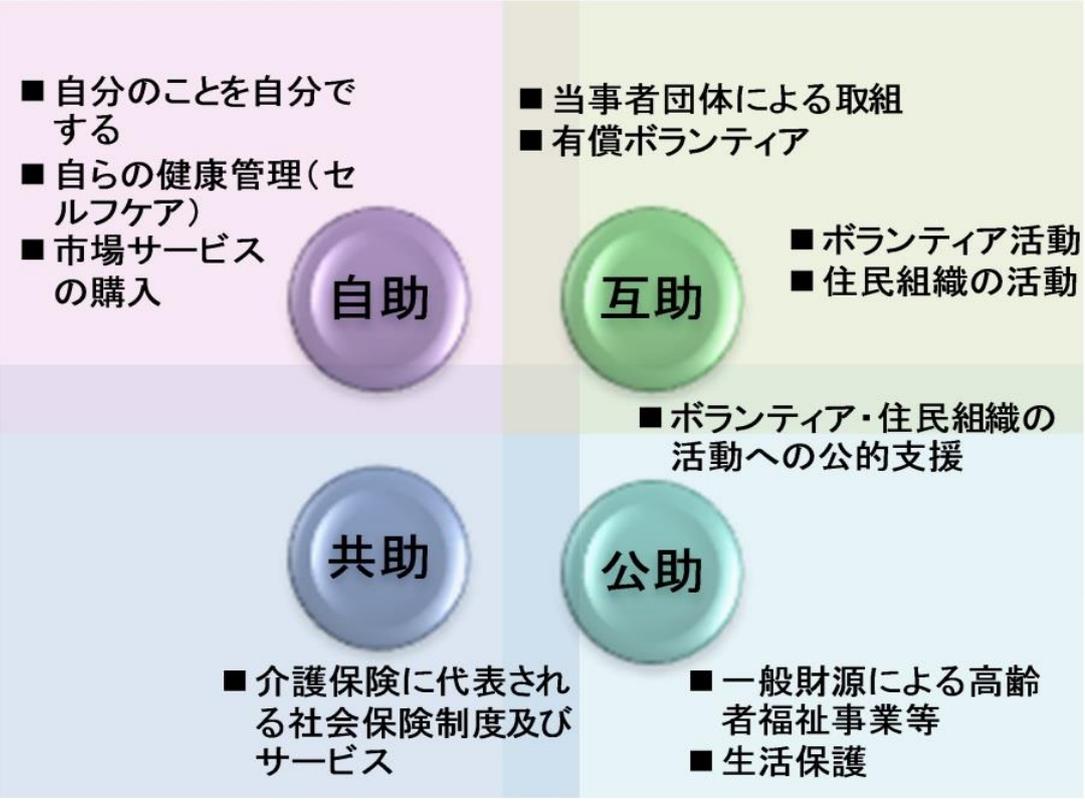
また、今後、現役世代の激減により支え手が不足するとともに、高齢者の増加により社会保障費が増大していくことが想定されることから、「共助」、「公助」を大幅に拡充していくことは困難な状況となっており、将来に向けて地域における「自助」、「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要になってきています【図1】。
- 国においては、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年【図2】を見据え、従来の高齢、障害、子ども、生活困窮といった縦割りの制度や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が本格化しています。

こうした中、2021年4月施行の改正社会福祉法により、各市町村圏域において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を支援するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業【図3】が創設されました。重層的支援体制整備事業の財源は一括交付金化されるため、市町村が地域の実情に応じて柔軟に執行できるようになりますが、一方で実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業であるため、市町村間において福祉サービスの格差が生じることが懸念されています。
- 包括的支援体制を構築していくためには、市町村社協をはじめ、住民、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設、NPO、ボランティア、企業等、地域の多様な主体が参画し、属性や世代を超えた支援を行っていくことが必要です。

この新たな仕組みは、これまで市町村社協が様々な関係者と連携して取り組んできた地域福祉活動の延長線上にあるものであり、さらに近年では、社会福祉法人等連絡会の組織化を通して地域における公益的な取組を展開するなど、市町村社協が培ってきた専門性や築いてきた関係者とのネットワークを活かしながら、多様な主体の「連携・協働の場（プラットフォーム）」として重要な役割を果たしていくことが期待されています。
- また、新型コロナウイルス感染症の長期化により、福祉的支援を必要としている方々が拡大している一方で、新しい生活様式が求められるなど、従来の地域福祉活動は様々な制約を余儀なくされ、人と人との支え合いの希薄化が憂慮される中、新たなつながりや支援の方法を試みる動きも広がってきています。

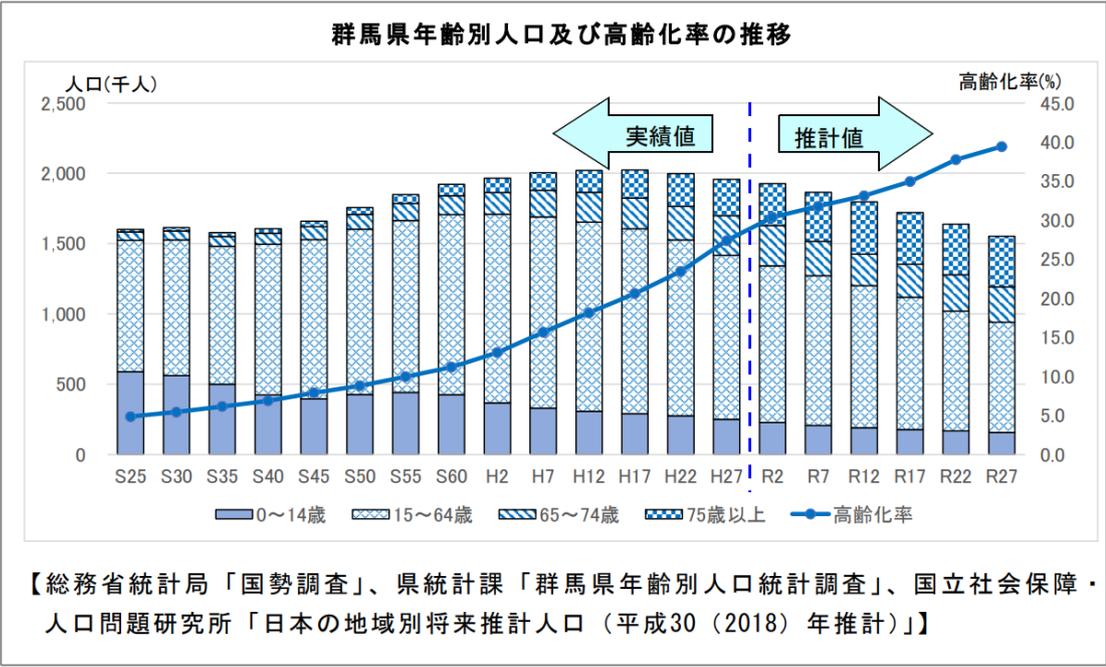
図1

自助・互助・共助・公助の関係



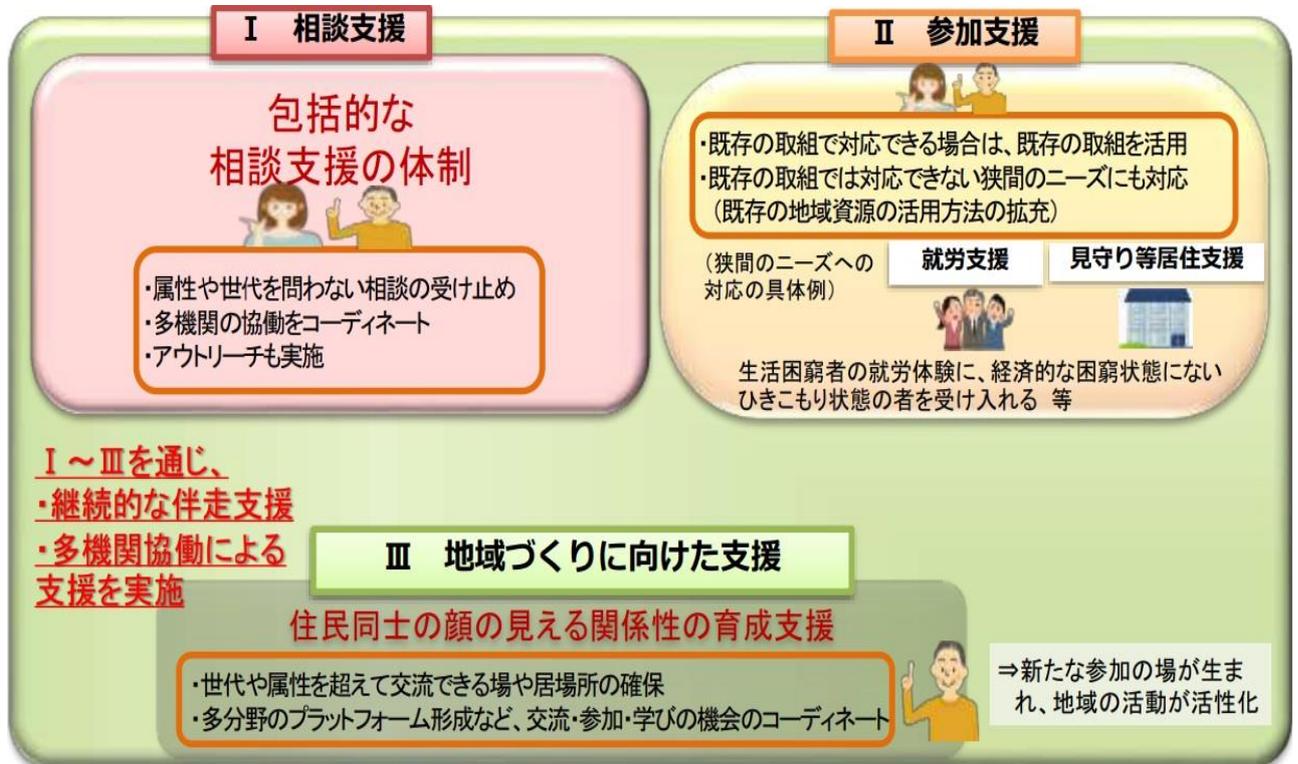
2017年3月 地域包括ケア研究会報告書より

図2



群馬県福祉プラン(令和2年度~令和6年度)より

重層的支援体制整備事業の全体像



厚生労働省 重層的支援体制整備事業説明資料より抜粋

<取組の方向性>

- つながりの維持と再構築、住民の支え合い活動の育成
- 重層的支援体制整備事業への取組の推進
- 多様な主体の「連携・協働の場（プラットフォーム）」としての市町村社協の機能強化
- with コロナ時代に対応した、つながりを絶やさない新たな地域福祉活動の展開

<計画期間中の取組・目標>

- つながりの維持と新たなつながりの再構築、住民の支え合い活動の育成
住民のつながりの維持と醸成、新たな参加支援につながる取組を推進するとともに、住民の参加支援活動を推進するコーディネーターの養成を通して、住民同士の支え合い活動を育成します。
 - 重層的支援体制整備事業への取組の推進
 - ・ 市町村社協が積み重ねてきた地域福祉の実践や多様な主体とのネットワークを活かし、各市町村圏域において重層的支援体制整備事業への移行が円滑に進むよう、市町村社協と市町村行政の連携した取組を支援します。
- 同時に、民生委員・児童委員は地域住民からの生活全般に関する相談、見守り等、様々な福祉活

動を行っており、関係機関とのつなぎ役として住民や行政からの信頼も厚いことから、民生委員・児童委員活動と連携した重層的支援体制整備事業の推進を支援します。

- また、市町村行政が進める地域福祉のグランドデザインである「地域福祉計画」と市町村社協が進める住民の行動計画である「地域福祉活動計画」について、県と連携し計画の策定・評価・進捗管理研修の実施や情報提供を通して地域福祉課題を共有し、整合性のある計画策定を支援します。

さらに、住民の相談を包括的に受け止め、多様な支援関係機関と協働して課題解決につなげ、ネットワークの整備を進める中核となるCSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）を育成します。

● 多様な主体の「連携・協働の場（プラットフォーム）」としての市町村社協の機能強化

- 市町村社協が協議会としての役割を再確認し、市町村行政のみならず、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設、NPO、ボランティア、企業、自治会・町内会まちづくり組織等多様な主体の「連携・協働の場（プラットフォーム）」としての役割を担えるよう支援するとともに、環境整備を図ります。

- また、介護サービス事業の経営診断、情報交換、研修等を通して市町村社協の組織基盤強化を支援します。

さらに、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」、「生活困窮者自立支援事業」、「生活福祉資金」等の制度的なサービス、「介護保険サービス」、「障害福祉サービス」等の福祉サービス事業、「ふれあい・いきいきサロン」、「ボランティア活動」に代表される住民の支え合い活動といったインフォーマルサービス等、それぞれの部門が連携して包括的に地域住民を支えられるよう、市町村社協の総合支援型機能の強化に向けた取組を支援します。

● with コロナ時代に対応した、つながりを絶やさない新たな地域福祉活動の展開

新型コロナウイルス感染症の長期化により、新たに顕在化している社会的孤立や経済的困窮等の地域生活課題に着目し、with コロナ時代の新しい生活様式に対応した、つながりを絶やさない新たな地域福祉活動の取組を推進するとともに、県内における先駆的な取組を情報発信していきます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	31か所	35か所
重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画	2021年度開始	14か所

I 包括的な支援体制の構築

1 地域における総合的な支え合い活動の創出

(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進



<現状・課題>

○ 近年、ボランティア活動は、日常生活に関わるあらゆる活動に広がっており、街づくりや環境保護、国際支援、教育・文化、子ども食堂や学習支援といった貧困対策、子育てサロン等の子育て支援、災害支援活動等、様々な活動が展開されてきています。

特に、2040年に向けて地域共生社会を構築していく上で、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していく中、公的サービスだけでは対応しきれない課題に対しては、ボランティアによる柔軟かつ多様なサービスの提供が期待されています。

○ さらに、群馬県における福祉教育は1977年から「児童・生徒のボランティア活動普及事業」として開始されて以来、学校教育の中で行われる社会福祉協力校事業として、これまでに540校を指定（2021年5月1日現在）してきた経緯があります。

福祉教育の取組を通して地域課題に関心を持つ層を増やすことが、将来、地域の活動実践者を増やしていくことにつながっていきます。

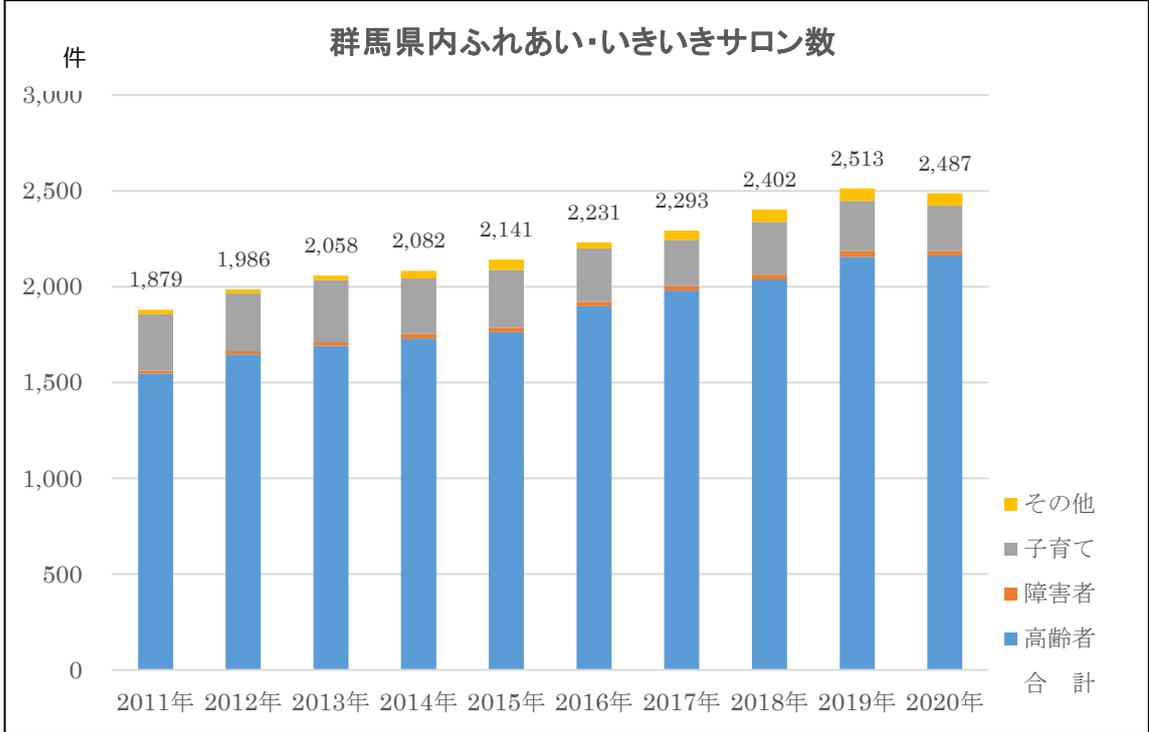
○ また、仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりの場である「ふれあい・いきいきサロン」、「地域の居場所」といった地域住民の集いの場も新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止のため活動の休止を余儀なくされ、担い手の高齢化と相まって解散するグループも出てきており、県内サロン総数が調査開始以来、初めて減少に転じました【図1】。

こうした中、高齢者等の孤立化、虚弱化や子育て家庭のストレスの増加といった課題も懸念されており、新しい生活様式に対応した、つながりを絶やさないための新たな取組が求められています。

○ 近年、企業において、世界で注目されている「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が高まってきており、県内でも高齢者の足の確保や買い物支援、見守り支援、子ども食堂への支援や障害者の自立支援、災害時の避難者支援など、企業のSDGsの取組を通じた貢献が広がっています。

地域のニーズや課題を敏感に把握し、多様なサービスを提供している企業は貴重な地域資源であるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現は、まさに地域共生社会の構築につながるものであることから、今後、市町村社協と企業との連携・協働についても、より一層推進していくことが求められています。

図 1



<取組の方向性>

- ボランティア活動をコーディネートできる人材の育成
- 地域を基盤とした福祉教育の推進
- 「社会参加の場」とつながりづくりの推進
- 企業活動と地域福祉活動との協働事業の推進
- with コロナ時代に対応したボランティア活動の推進

<計画期間中の取組・目標>

- ボランティア活動をコーディネートできる人材の育成

多様な人材のボランティア活動への参加促進と、ボランティア活動の活性化を図るため、地域の福祉課題に精通し、ボランティアの立場になって地域の福祉課題の解決につなげることができるコーディネーターの育成を図ります。
- 地域を基盤とした福祉教育の推進

地域住民を対象とした住民福祉講座やボランティア講座といった「福祉への興味や関心の高い層」への働きかけとともに、「福祉への興味や関心が低い層」にも働きかけ、将来のボランティア活動実践者につなげる取組を支援します。

また、地域の福祉課題の解決に向けた取組を進める上では、民生委員・児童委員活動や自治会活動と連携した取組を進めます。

- 「社会参加の場」とつながりづくりの推進
孤立しがちな高齢者等の居場所づくり、生きがいづくり、健康づくりの場である「ふれあい・いきいきサロン」、「地域の居場所」等、住民による居場所づくり活動を支援することにより、地域のつながりの再構築を推進します。
- 企業活動と地域福祉活動との協働事業の推進
セミナーの開催や企業関係団体等との連携を通じて、企業の社会貢献活動やSDGsの取組と市町村社協が進める地域福祉活動との協働を推進します。
- with コロナ時代に対応したボランティア活動の推進
コロナ禍において、様々なボランティア団体が感染予防対策の徹底を図りながら、創意工夫を重ねた活動を展開していることから、そうした活動情報を集約し発信することにより、with コロナ時代に対応した、新たなボランティア活動の普及・啓発につなげていきます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
住民による社会参加の場 (ふれあい・いきいきサロン等)	2,487か所	3,000か所
企業活動と市町村社協が進める地域福祉活動との協働	4企業 4市町村	10企業 18市町村

I 包括的な支援体制の構築

2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

(1) 権利擁護体制の構築

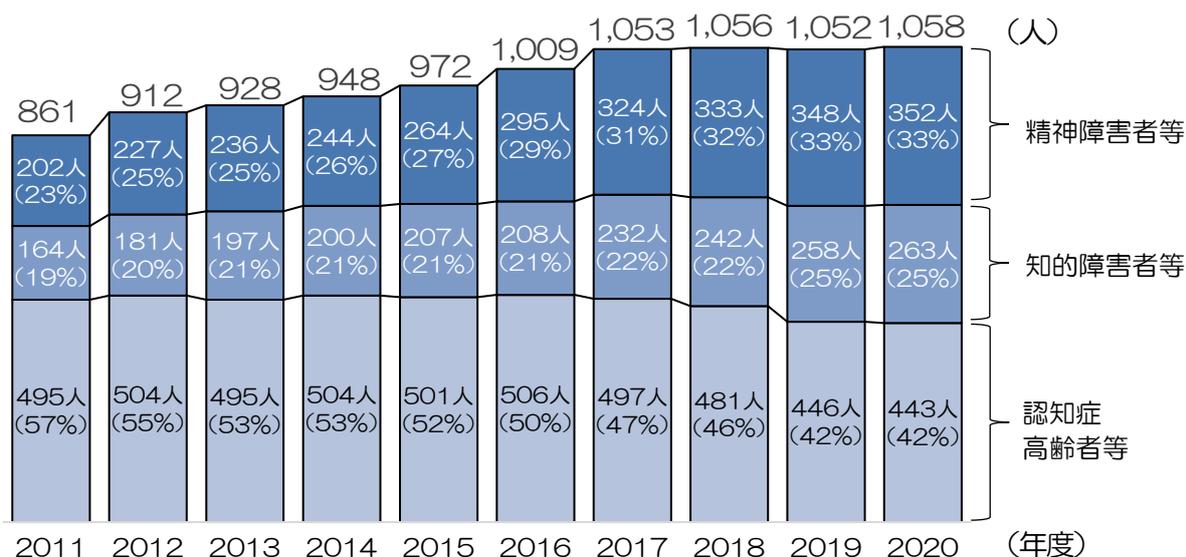


<現状・課題>

○ 日常生活自立支援事業は、本県では制度開始当初より、基幹方式で基幹的社協に事業を委託して運営を推進してきましたが、身近な地域で一連の対応を行うことで利用者の利便性を図りきめ細かな支援が行えるよう、全市町村社協で事業を実施する体制への移行を 2020～2022 年度にかけて進めています。

近年の利用者数は横ばいとなっていますが、今後の高齢者の増加や障害者の地域移行の推進に伴い、本事業の利用者も増加していくことが想定される中で、各市町村社協の必要人員を配置するための予算の確保や担当職員の質の担保、成年後見制度への適切な移行が課題となっています。

本県の日常生活自立支援事業の利用状況



○ 成年後見制度の利用促進は、国が定めた成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用を促進するために専門職や関係機関等で構成する「地域連携ネットワーク」や、その中核的な役割を担う「中核機関」の市町村単位での設置を求めています。市町村社協は市町村行政と連携しながら、権利擁護支援が必要な方が適切に制度につながるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を併せた制度の普及啓発や、これまで日常生活自立支援を柱に権利擁護支援に取り組んできたノウハウを生かした中核機関への積極的な関与が必要です。

成年後見人等の選任状況については、親族以外の第三者が選任されるケースが年々増加しており、2020年には80.3%まで上昇していることから、法人後見や市民後見等、新たな担い手の確保が課題となっています。しかし、本県では特に市町村社協の法人後見事業の取組が全国と比較して低調であり、立ち上げに向けた支援が必要な状況です。

<取組の方向性>

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 関係機関・団体との連携の強化

<計画期間中の取組・目標>

- 日常生活自立支援事業の推進

利用者数の増加に対応できる財源の確保をはじめ、全市町村社協における事業実施の推進、専門員及び生活支援員等の専門性の向上、効率的な支援を見据えた実施体制の整備に努めます。

日常生活自立支援事業は、成年後見制度と比較して利用手続きが簡素で、費用も低額かつ明確であり、本人の意志で解約も可能であるなど、成年後見制度よりも利用にあたってのハードルが低いことから、まずは日常生活自立支援事業の利用を通じて支援を受けることの有効性を認識して貰った上で、成年後見制度等の様々な権利擁護支援に円滑に移行できるよう、権利擁護支援の入り口としての機能の強化に努めます。

- 成年後見制度の利用促進

市町村社協が法人後見を担うことについては、「日常生活自立支援事業からの円滑な移行」や「障害者の親亡き後の長期間にわたる身上監護の継続」、「家庭裁判所が求めている市民後見人の支援機関（監督人）としての役割」など、各方面から期待されています。

こうしたことから、市町村社協が法人後見事業を実施し、日常生活自立支援事業と一体的な支援が展開できるよう支援を行うとともに、市町村社協がこれまで地域福祉に取り組む中で培ってきた相談支援のノウハウやネットワークを生かしながら、幅広く息が長い支援が行えるよう、市町村社協の包括的な権利擁護支援体制の整備を推進します。

また、各地域における地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置のための市町村への働きかけ、県民への制度の普及啓発等、利用促進に努めます。

- 関係機関・団体との連携の強化

県や市町村行政をはじめ、専門職団体、福祉施設、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、家庭裁判所、金融機関等の関係機関との連携を図り、事業の推進に努めます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
日常生活自立支援事業実施社協数	28か所	35か所 (2022年度中)
法人後見事業実施社協数	3か所	15か所

I 包括的な支援体制の構築

2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

(2) 生活困窮者等への支援



<現状・課題>

- 県内の生活保護受給者数は2016年度以降減少傾向にありますが、受給者の約6割が65歳以上と高齢化が進んでいます。単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯の増加が今後とも見込まれ、こうした家族形態の変化を含めた社会の変容に沿った、生活困窮者支援の必要性はますます高まっていくことが想定されます。

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活保護受給者数	15,114人	15,104人	15,043人	14,984人	14,904人

- 生活困窮者自立支援事業は、利用者の属性にかかわらず生活に困窮しているという状態を捉えて、包括的に支援することを通じた地域づくりを目標の一つとして掲げている制度であり、県社協は、県内23町村を対象に、8町社協との共同事業体として受託実施しています（市部においては5市が社協委託、7市が市町村行政直営）。

支援にあたっては、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画（支援プラン）を作成しますが、就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性等、生活困窮に陥る原因の複雑化・複合化に加えて、新型コロナウイルス感染症に関連する相談も増加しています。そのため、多様な関係者の協力を得てきめ細かに支援するため、より多くの支援プランを策定することが求められています。

- 生活困窮者の自立支援にあたっては、参加や就労の場を求め、地域との関係づくりを行う必要がある中、試行錯誤している市町村行政も多く、包括的な自立支援を行える体制の構築には、地域間にばらつきが生じています。

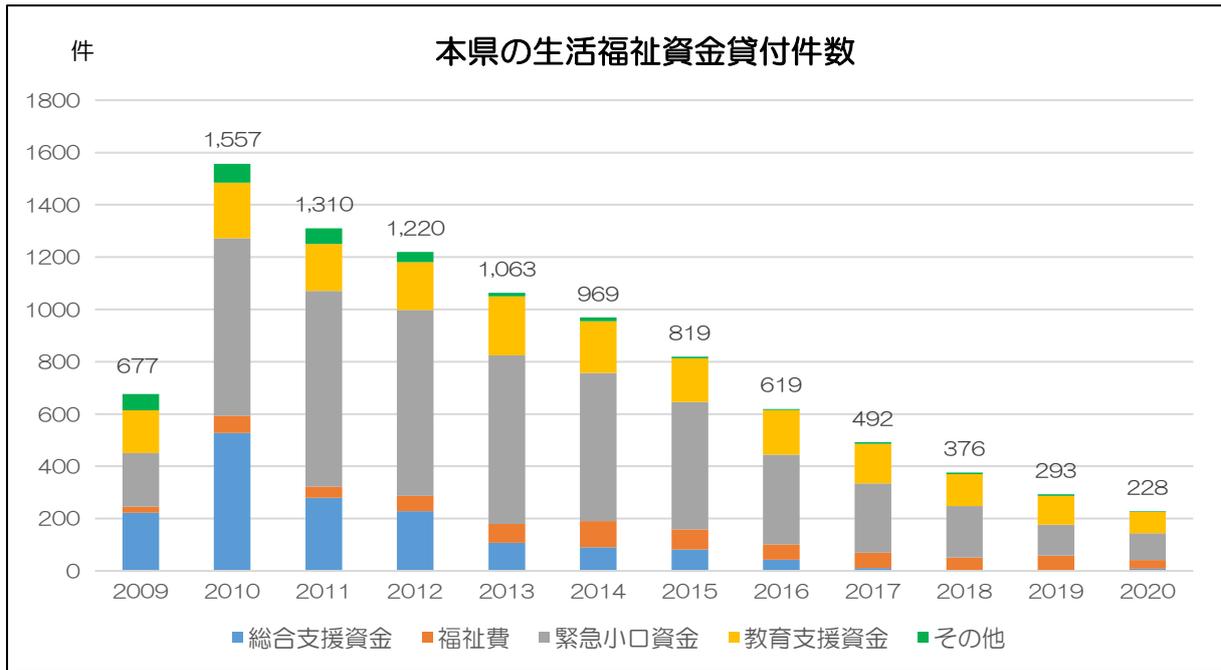
- 支援を必要とする人には、地域から孤立した状態やひきこもりの状態にあるため、支援を受けるのに心理的な抵抗感があり、自ら相談することが難しい人もいることから、支援が必要と考えられる方々に確実に支援が届くようにする取組が重要です。

- 生活福祉資金貸付事業は、半世紀以上にわたり低所得対策・生活支援のツールとして機能してきましたが、今後も、民生委員・児童委員等との連携により、市町村社協の総合相談・生活支援のツールとして、より一層有効に活用できるよう強化・発展させていくことが必要です。

- リーマン・ショック後の2009年度の総合支援資金の創設に伴い、貸付件数は2010年度には1,557件とピークを迎えました。その後は年々減少傾向にありましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った方の生活を支えるための特例貸付の実施により、前年度貸付件数の120倍以上となっており、増加する償還困難世帯や中・長期滞納者への訪問活動の実施等により、債権管理体制の充実を図ることが喫緊の課題となっています。

【新型コロナウイルス感染症特例貸付（2020年3月25日開始～2021年3月末時点）】

貸付件数 36,821件 貸付決定額 11,813,918,000円



※新型コロナウイルス特例貸付を除く

<取組の方向性>

- 生活困窮者への支援の推進
- ひきこもり状態の方等への支援の実施
- 民生委員・児童委員や関係機関との連携強化
- 生活福祉資金貸付事業の実施

<計画期間中の取組・目標>

- 生活困窮者への支援の推進

個々の状況に応じた自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援など生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関による他制度の支援を活用した横断的支援を推進するとともに、就労などの自立に向けた支援プランを策定するなど、本人の力を引き出しながら継続的に支援を行います。

- ひきこもり状態の方等への支援の実施

信頼関係構築といった対本人型の支援を主体に、ひきこもり状態にある方の把握、メールによる相談体制の整備等相談窓口の充実を図ります。また、家族等を対象にした集いの場の実施や、訪問相談を行うことで、本人や家族とのつながりを確保し、継続的に支援します。

さらに、「ヤングケアラー」といった、家族にケアを要する人がいる場合に、家事や家族の世話・介護・心理面のサポートを行っている子どもなどの状況把握や支援策の検討を行います。

さらに、「支援する」、「支援される」という関係を超えて、若年層から高齢者層に至るまで、全ての世代の人たちが役割を持ち、孤独・孤立に陥らず地域や社会で活躍できるよう、支援を実施していきます。

● 民生委員・児童委員や関係機関との連携強化

日頃から、地域における生活困窮者の状況を把握している民生委員・児童委員、12市の自立相談支援機関等の関係機関と連携した生活困窮者支援の体制づくりを推進します。

● 生活福祉資金貸付事業の実施

市町村社協における総合相談・生活支援のツールとして有効に活用できるよう、生活ニーズに沿った資金貸付の実施と債権管理体制の充実を図ります。

特に、総合支援資金の貸付によって、失業等により生活に困窮している人の経済的な自立を図るとともに、生活困窮者自立支援制度による支援も併せて行うことで、生活の立て直しを包括的に支援します。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
支援プラン策定件数	29件	47件
就労開始件数	6件	16件
ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施	2021年度開始	10回
総合支援資金貸付件数	9件	14件

I 包括的な支援体制の構築

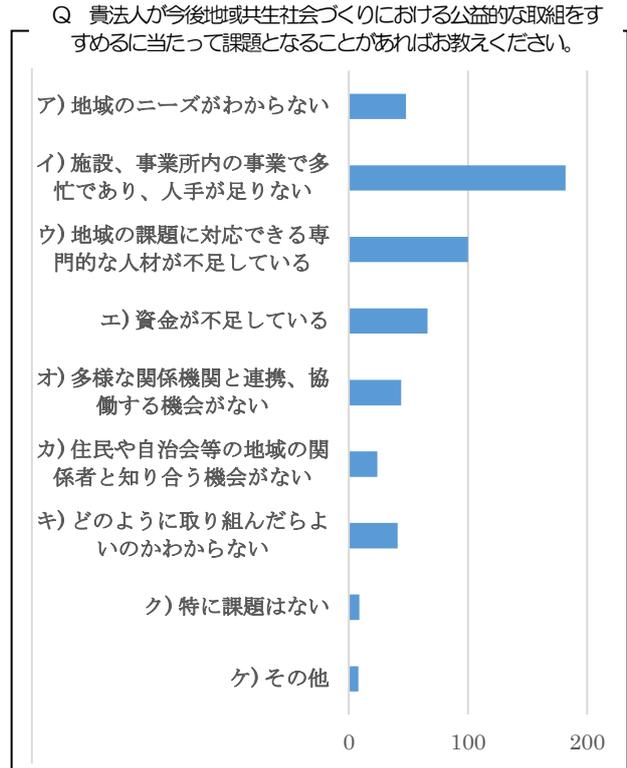
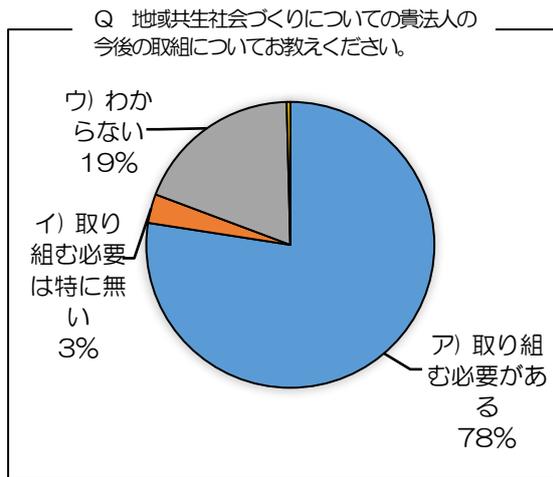
2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

(3) 社会福祉法人等の連携強化



<現状・課題>

- 2020年度に県内の社会福祉法人に対して実施した「地域共生社会づくりにおける社会福祉法人の公益的な取組に関するアンケート調査」(回答数244 法人(回答率53.3%)より) 抜粋



- 社会福祉法人の公益的な取組が責務化されましたが、現況報告書への県内の記載率は2020年4月1日の状況で、72.6%となっています。
- 県・市町村域における社会福祉法人と社会福祉協議会の連携体制について、県域では群馬県社会福祉法人連絡会が設置されていますが、市町村域における社会福祉法人連絡会は2021年3月の状況で、5市4町2村の計11か所の設置にとどまっています。
- 群馬県ふくし総合相談支援事業(なんでも福祉相談)の2021年3月における加入数は183法人で、加入率は県内社会福祉法人の約37%となっています。
- 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業について、2004年度からの受審数は2021年3月の状況で、高齢者福祉施設(特養、ケア、養護、デイ)が15か所(約1.1%)、障害福祉サービス事業所が26か所(約7.2%)、保育所・認定こども園が44か所(約9.4%)の計85か所(約3.7%)となっています。

※ ()内は県内の対象施設・事業所に対する受審率。

<取組の方向性>

- 地域共生社会の構築に向けた社会福祉法人等と連携した公益的な取組の推進
- 地域共生社会の構築に向けた社会福祉法人の経営基盤の強化
- 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業の実施

<計画期間中の取組・目標>

- 地域共生社会の構築に向けた社会福祉法人等と連携した公益的な取組の推進

社会福祉法人等に対して、次のとおり3層に分けて支援や情報提供等を行っていきます。

- ・ 【A層】（個々の社会福祉法人が取り組む）
個々の社会福祉法人が市町村社協や地域住民、関係機関等と協働して制度の狭間の福祉的課題等の解決に取り組むための支援を行います。
- ・ 【B層】（市町村域等で種別を超えて多様な法人が連携して取り組む）
市町村社協が管内の社会福祉法人等と協働して、制度の狭間の福祉的課題等の解決や災害時相互応援等に取り組むための社会福祉法人等連絡会等の設置・運営支援を行います。
また、法人数が多い市については、小地域における種別を超えた法人・施設の連携体制の構築支援を行います。
- ・ 【C層】（県域において社会福祉法人が連携して取り組む）
県域で実施する群馬県ふくし総合相談支援事業のより一層の推進、事業の充実を行い、誰もが身近なところで相談が可能となるように全法人の50%以上の加入を目指します。
また、各市町村社協を基軸とした地域毎の総合相談支援体制の移行を進めます。
- ・ 社会福祉法人と民生委員・児童委員との連携の強化
社会福祉法人と各地区の民生委員・児童委員との連携を図り、地域における福祉的な課題の把握や協働して公益的な取組を実施できるよう、体制づくりを支援します。

- 地域共生社会の構築に向けた社会福祉法人の経営基盤の強化

社会福祉法人が地域共生社会づくりにおいて中核的な役割を担うためには、その経営基盤の安定が必須となることから、群馬県社会福祉法人経営者協議会や県社協内の各種別協議会等と連携を図り、人材確保や経営基盤等の強化に向けた取組を支援します。

- 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業の実施

評価機関の育成、組織強化を図り、2025年度までに評価可能な評価機関数を増やすとともに、福祉サービス評価推進センターの適切な運営及び第三者評価事業の受審促進を図るため、行政、評価機関、県社協内の種別協議会等の関係者で構成される検討会を設置し、多方面から検証を行います。

また、県内の福祉施設や事業所、関係機関等に対して、制度の周知・啓発等を行い、受審施設を確保することで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価機関の安定した運営につなげます。

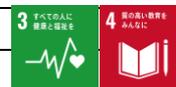
目標数値

項 目	現状(2020 年度末)	目標(2025 年度末)
現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率 (A層)	72.6%	100%
社会福祉法人等連絡会の設置 (B層)	11 箇所	35 箇所 (広域での設置を含む)
群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人 (C層)	183 法人	250 法人
なんでも福祉相談員数 (C層)	360 名	500 名
第三者評価事業 評価機関数	3 箇所	8 箇所
第三者評価事業 年間受審施設数	2 箇所	16 箇所
第三者評価事業 受審施設累計数	85 箇所	145 箇所

Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

1 福祉人材の確保に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進



<現状・課題>

○ 深刻化する福祉人材の不足

- 厚生労働省が公表している2021年4月時の全国の有効求人倍率は、「介護サービス」が3.29倍、「社会福祉の専門的職業」が2.62倍と全産業の0.95倍を大きく上回っており、慢性的な人材不足となっています。

- 「第8期群馬県高齢者保健福祉計画」における介護人材の需給推計による需要と供給のギャップは2040年には約12,000人になると予想されています。

	2025年	2040年
介護人材の需要見込み	40,843人	48,329人
介護人材の供給見込み	38,965人	36,380人
需給ギャップ	1,878人	11,949人

「第8期群馬県高齢者保健福祉計画」介護人材の需給推計

- 県障害政策課及び県社協で実施した「令和2年度障害福祉サービス事業所・施設等の人材に係わる実態調査」(回答数:475事業所/回答率53.7%)によると、県内の人材不足数が351人との結果となっており、障害分野においても人材不足が顕著となっています。
- 県私学・子育て支援課が実施した「教育・保育に係わる人材不足実態調査」では、2019年度は396人、2020年度は342人の人材が不足という結果になっています。

- 福祉人材センターにおける新規求人求職者数の状況について、新規求職者数は減少傾向となっており、今後は福祉職を希望する方々をいかに増やすかが課題となります。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
新規求人数	9,253人	8,919人	9,278人	8,556人	7,312人
新規求人件数	4,461件	4,473件	4,671件	4,390件	3,776件
新規求職者数	2,185人	2,022人	1,843人	1,753人	1,501人
紹介数	360件	294件	277件	210件	251件
就職者数	251件	216件	171件	161件	187件

就職者数の分野別割合では、児童分野、特に保育の就職者数が少ない状況が続いており、保育施設の求人数、保育士の登録者数を増やすことが喫緊の課題となっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
高齢分野就職者数	185人	188人	168人	147人	135人
障害分野就職者数	46人	33人	24人	22人	44人
児童分野就職者数	45人	25人	17人	10人	13人
(うち保育)	(18人)	(6人)	(3人)	(2人)	(4人)

※採用分野が複数にまたがる場合があり、合計数は上表の就職者数と一致しません。

<取組の方向性>

- 関係機関・団体等との連携体制の強化
- すそ野拡大に向けた取組の強化
- 福祉サービス事業所に対する採用力向上の支援
- 各種貸付制度と連動させた人材確保の取組の強化
- 社会福祉事業等に関する啓発活動の強化
- with コロナ時代に対応した、オンラインを活用した人材確保の推進

<計画期間中の取組・目標>

- 関係機関・団体等との連携体制の強化
労働局、ハローワーク、県・市町村行政、各施設種別協議会等、関係団体及び関係機関と福祉人材確保に関する情報を共有するとともに、連携を緊密にし、オールぐんまにより総合的に福祉人材確保の取組を推進します。
- すそ野拡大に向けた取組の強化
子育てを終えた方、高齢者及び外国人、他業種からの離職者、地方移住希望者等に対して、福祉職の理解と認識を高めるなど、人材のすそ野を拡大することにより、多様な人材の参入促進を図るための取組を推進します。
また、県・市町村行政や施設種別協議会等の関係機関と連携し、潜在有資格者の呼び戻しの促進を図ります。
- 福祉サービス事業所に対する採用力向上の支援
県社協が運営する福祉人材無料職業紹介所としての強みや利点を活かし、福祉サービス事業所に対して、より一層の利用促進を図り、採用力向上を目的とした支援や情報提供等を行います。
- 各種貸付制度と連動させた人材確保の取組の強化
福祉職を希望し意欲を持っているような子育てを終えた方、高齢者及び外国人、他業種からの離職者等、多様な人材が参入できるよう、各種貸付金制度を積極的に活用し入職希望者を支援します。
- 社会福祉事業等に関する啓発活動の強化
教育委員会、市町村社協、施設種別協議会、民生委員・児童委員、その他関係団体等と連携し、中高生や地域住民に対して福祉職の意義ややりがい、重要性を積極的に発信し、福祉職に対する理解とイメージアップに取り組みます。
- with コロナ時代に対応した、オンラインを活用した人材確保の推進
with コロナ時代を踏まえて、LINEをはじめSNS等を活用したPRや、オンラインを活用した取組を推進し、福祉サービス事業所及び求職者に対して効率的で利便性の高い相談支援を実施します。

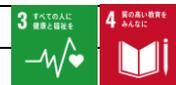
目標数値

項目	現状(2020 年度末)	目標(2025 年度末)
就職者数	187 人	300 人
新規求職者数	1,501 人	2,350 人
求職相談数	3,916 件	4,674 件
介護福祉士登録数	331 人	497 人
保育士登録数	22 人	388 人
福祉の仕事相談会参加者数	269 人	404 人
LINE 登録者数	2021 年度開始	320 人
介護福祉士修学資金貸付事業	101 人	144 人
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	64 人	82 人
離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	31 人	78 人
介護分野就職支援金	2021 年度開始	85 人
保育士修学資金	43 名 (2019 年度)	140 人
潜在保育士就職準備金貸付事業	9 人	61 人

Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

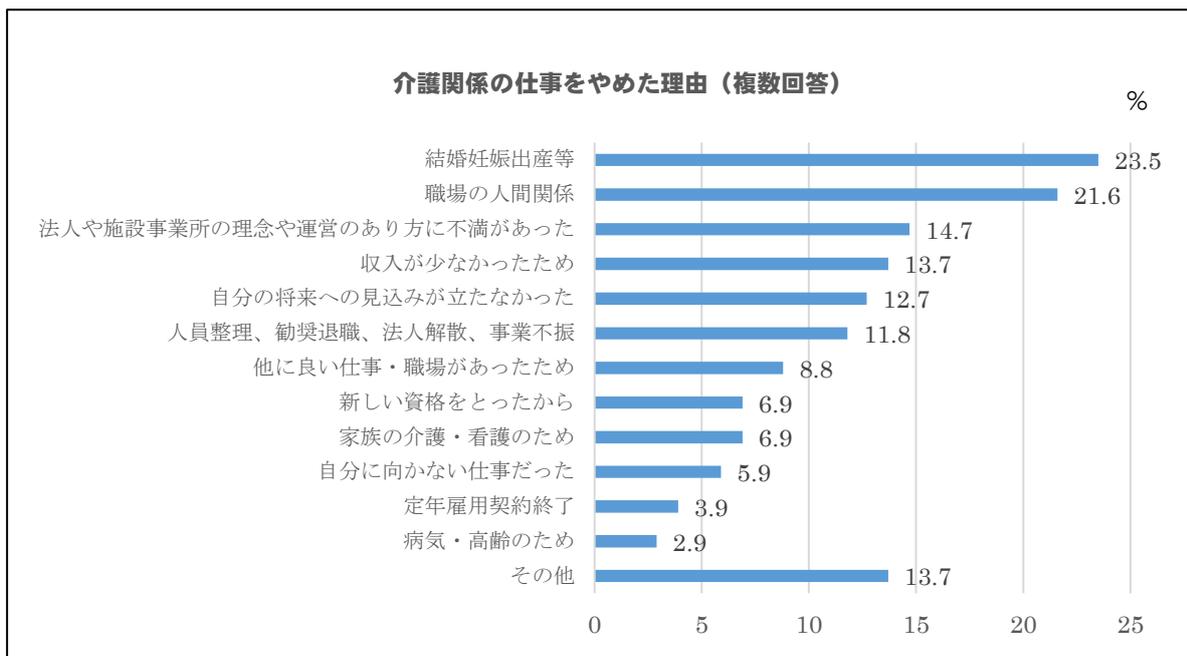
2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進



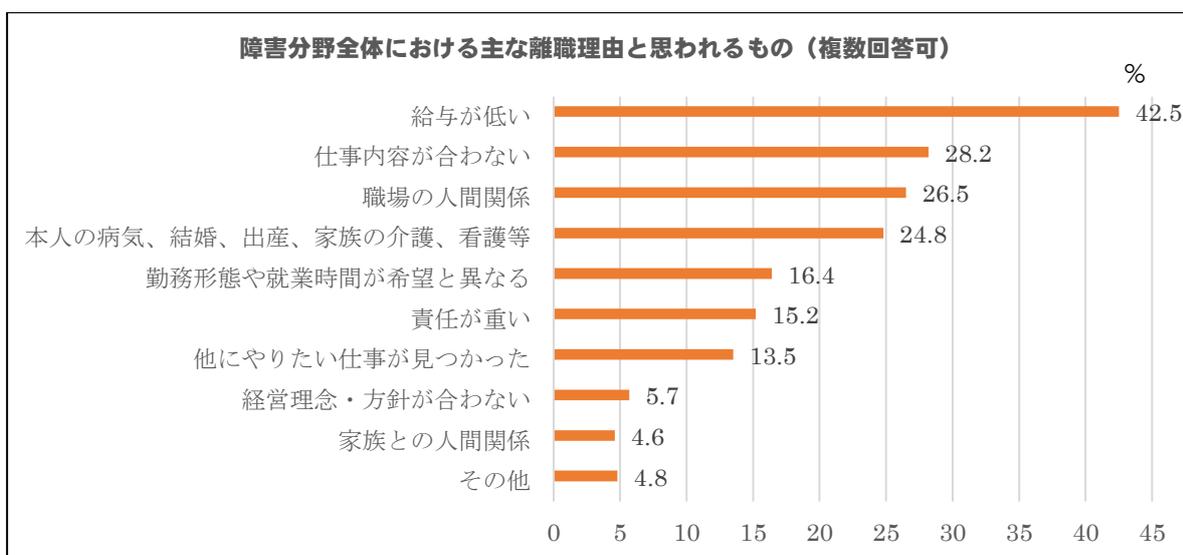
<現状・課題>

- 介護労働者に対して実施した調査結果によると、「仕事をやめた理由」では、「結婚・妊娠・出産等」、「職場の人間関係」の順で多くなっています。



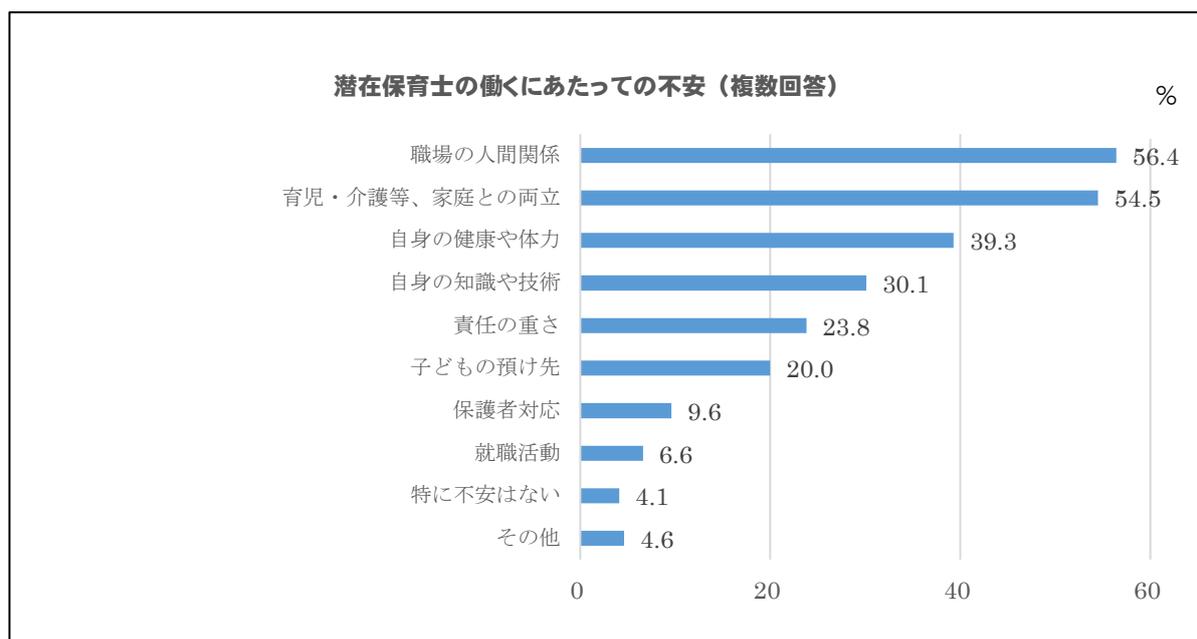
「令和元年度介護労働実態調査介護労働者の就業実態と就業意識調査」（介護労働安定センター群馬支所管内160事業所）

- 障害福祉サービス事業所・施設等に対して実施した調査結果によると、「主な離職理由と思われるもの」では、「給与が低い」、「仕事の内容が合わない」の順で多くなっています。



県障害政策課・県社協「令和2年度障害福祉サービス事業所・施設等の人材に係わる実態調査」（回答数：475事業所/回答率53.7%）

- 潜在保育士等に対して実施した調査結果によると、「働くにあたっての不安」では、「職場の人間関係」、「育児・介護等、家庭との両立」の順で多くなっています。



県私学・子育て支援課「潜在保育士等調査結果」（2020年2月/回答数：3,505人）

- 福祉・介護人材マッチング機能強化事業において、求人者のニーズの発掘や求職者の希望に合致したきめ細かな提案ができるよう事業所訪問を行っていますが、児童分野への訪問数が少ない状況のため、児童分野の事業所への訪問数を増やすことが課題となっています。

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総数		191	194	241	258	204
内訳	高齢	171	161	210	203	136
	障害	13	23	26	35	41
	児童	7	10	5	20	27

（センター、バンク合計数）

<取組の方向性>

- 福祉従事者に対する各種研修の実施
- 福祉サービス事業所の定着力向上の支援
- 福祉従事者に対する定着支援の実施
- 福祉従事者のための福利厚生事業の実施
- with コロナ時代に対応した、オンラインを活用した育成・定着支援の推進

<計画期間中の取組・目標>

- 福祉従事者に対する各種研修の実施
福祉従事者がキャリアアップするための研修や専門性をより高めるための研修体系を構築し、福祉従事者の資質の向上を図るための各種研修会を強化して実施します。

- 福祉サービス事業所の定着力向上の支援
階層を問わず、職員の定着力の向上のための支援や情報提供等を行うとともに、働き方関連法の施行に対応し、多様な働き方が可能な職場環境整備等への支援を行います。
- 福祉従事者に対する定着支援の実施
キャリア支援専門員の事業所訪問等による福祉サービス事業者及び福祉従事者に対する定着支援を図るとともに、介護職員等の悩み等の相談を受ける群馬県介護職員相談サポートセンターの体制を強化し、職場定着と離職防止を図ります。
- 福祉従事者のための福利厚生事業の実施
福祉従事者の定着を目的とした県単共済事業やソウェルクラブの推進を強化し、事業内容についての周知及びソウェルクラブの加入促進を図ります。
- with コロナ時代に対応した、オンラインを活用した育成・定着支援の推進
with コロナ時代を踏まえて、福祉従事者の育成・定着に関して、SNS等のオンラインを活用した取組を推進し、効率的な支援を実施します。
また、各種研修の開催等においても、web 配信や e ラーニング等のオンラインを活用した取組を推進し、多くの受講者が参加できる研修環境を整備します。

目標数値

項目	現状(2020 年度末)	目標(2025 年度末)
福祉従事者向け研修参加者数	950 人	1,140 人
ソウェルクラブ加入法人数	103 法人	123 法人

● 社会福祉法人・福祉施設の BCP の策定支援

社会福祉施設が被災した場合、限られたスタッフで提供サービスを継続することも要求されるため、サービスの継続や中断、再開等のルールを事業所として定めたモデル BCP の策定を通じて、平時からの訓練等により社会福祉施設の防災力向上を図るとともに BCP 策定アドバイザーの養成に努めていきます。

● 福祉避難所の受入体制整備と機能強化

地域の要配慮者を支える福祉避難所が災害時に機能するように、平時から運営計画を定め、BCP とも照らした訓練を行うことにより、スムーズな福祉避難所の立ち上げ及び受入が行えるよう基盤整備を図っていきます。

目標数値

項目	現状(2020 年度末)	目標(2025 年度末)
「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施	5 地区	10 地区
モデル BCP 策定検討会の継続実施	3 法人	20 法人
BCP 策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成	2021 年度開始	20 名
モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施	2021 年度開始	5 か所
市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施	2 圏域	12 圏域

Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

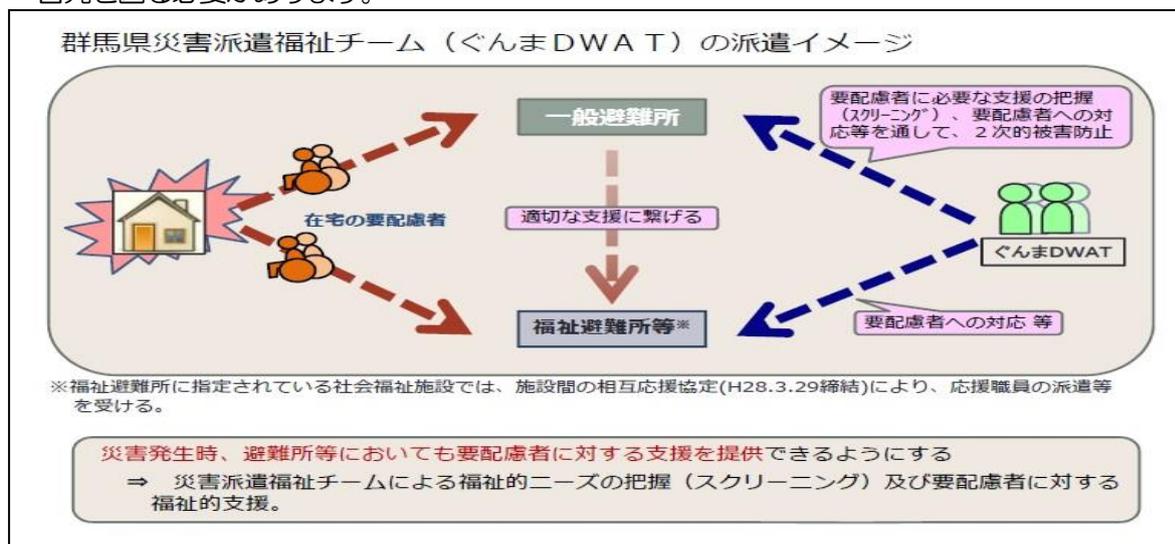
1 災害に備えた体制の整備

(2) 災害派遣福祉チーム（ぐんま DWAT）の機能強化



<現状・課題>

- 避難生活における災害時要配慮者の二次被害の防止と安定的な生活への移行をサポートする災害派遣福祉チーム（通称：ぐんま DWAT）は、3年間で236名が登録となり、平成30年7月西日本豪雨と令和元年東日本台風の2回の派遣経験を経て、避難生活を支える福祉の役割の方向性が見えてきたところです。
- 災害時には、保健・医療等の他分野と福祉が一体的に避難所支援を進めることが求められるため、平時から保健所圏域レベルでの行政・保健・医療分野との合同訓練等により、顔の見える関係の構築が求められています。
- 避難生活を支える福祉支援は、医療ニーズより関わる期間が長くなるため、ぐんま DWAT だけでなく、生活支援ニーズに関わるボランティアやNPO 等との連携体制も求められています。
また、ぐんま DWAT の知名度はまだ低く、避難所の設置主体である市町村に対する普及・啓発を図る必要があります。



ぐんま DWAT 登録者数

2018年度	136名
2019年度	74名
2020年度	26名
合計	236名

<取組の方向性>

- 平時からの保健・医療・福祉の連携体制の整備
- 避難生活を支えるための生活支援ボランティア等の連携体制の構築
- ぐんま DWAT の広報・PR と市町村の受援計画の整備

<計画期間中の取組・目標>

- 平時からの保健・医療・福祉の連携体制の整備
群馬県災害時保健医療福祉活動指針に基づき、平時から保健・医療・福祉が連携し、一体的な支援を行う体制を構築できるよう、災害時保健医療福祉活動チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT）の連絡会議や保健所単位での保健・医療分野との合同訓練等を計画・実施していきます。
- 避難生活を支えるための生活支援ボランティア等の連携体制の構築
保健・医療領域だけでなく、生活支援系のボランティアや NPO 等とも連携した生活支援が行えるよう“災害福祉コーディネーター（仮称）”を、県内保健所圏域に育成するとともに、ぐんま DWAT の専門性向上のための分野別研究会（高齢者、障害者、子ども・女性）を実施していきます。
また、避難所における生活支援と社協の災害ボランティアセンターとの連携体制についても、平時からの訓練等を通じて体制整備を行います。
- ぐんま DWAT の広報・PR と市町村の受援計画の整備
ぐんま DWAT の知名度はまだまだ低く、市町村を対象とした訓練・研修等を通じて周知の機会を広げ、受援計画整備につなげていきます。

目標数値

項目	現状(2020 年度末)	目標(2025 年度末)
保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施	3 圏域	12 圏域
ぐんま DWAT 登録者数の確保・維持、質の向上	223 名	250 名
災害福祉コーディネーター（仮称）の育成	2021 年度開始	12 名
社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施	2021 年度開始	5 地区
ぐんま DWAT の専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施	高齢者：3 回 障害者：3 回 子ども・女性：2 回	高齢者：10 回 + 訓練 1 回 障害者：10 回 + 訓練 1 回 子ども・女性：10 回 + 訓練 1 回
市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施	2 圏域	12 圏域

Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

2 災害ボランティア活動への支援

(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携



<現状・課題>

- 災害ボランティアセンターの運営や被災者の福祉的支援については、社協、行政、NPO、ボランティア、その他関係機関・団体との連携・協働により進められるため平時からのネットワークの構築とネットワークを活かした災害支援活動を想定する必要があります。
また、関係機関・団体とは、支援のもれやムラをなくすために“災害時の情報共有の場づくり”が必要とされています。
- 県社協では、市町村社協をはじめ、青年会議所や生活協同組合、ライオンズクラブと災害時の協定を締結しておりますが、災害時の効果的な支援活動を展開するためには、県域及び市町村域において行政を含む関係機関との協定の締結を推進する必要があります。
- 災害ボランティアセンターにおいては、多様な被災者ニーズに対応するとともに、避難生活者の生活支援への対応も課題となっているため、ぐんまDWATや福祉専門職等と連携した支援体制の構築が求められています。

<取組の方向性>

- 多様な関係機関・団体とのネットワークづくりと機能強化
- 県域及び市町村域における関係機関との協定の締結の推進
- 災害ボランティアセンターと避難所が連携した被災者の生活支援体制の構築

<計画期間中の取組・目標>

- 多様な関係機関・団体とのネットワークづくりと機能強化
社協、行政、NPO、ボランティア、その他関係機関・団体とのネットワークの構築と平時及び災害時における支援体制の機能強化を図ります。
- 県域及び市町村域における関係機関との協定の締結の推進
災害ボランティアセンターの運営基盤の強化に向け、行政や関係機関との協定の締結を推進し、災害時における相互協力体制の構築・強化を図ります。
- 災害ボランティアセンターと避難所が連携した被災者の生活支援体制の構築
災害ボランティアセンターと避難所が連携して被災者の生活支援を行うため、平時からぐんまDWATや福祉専門職等と連携した訓練等を通じて連携体制を構築します。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）	市町村社協：27 関係機関：23 合計：50団体	市町村社協：35 関係機関：35 合計：70団体
市町村行政と市町村社協の協定の締結	8か所	13か所
青年会議所と市町村社協の協定の締結	1地区	6地区
ぐんま DWAT や福祉専門職等との連携した合同訓練の実施	2021年度開始	5か所

Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

2 災害ボランティア活動への支援

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援



<現状・課題>

- 本県では令和元年東日本台風において 4 か所の災害ボランティアセンターが設置・運営され、1,561 名のボランティアが支援活動を行いました。

災害ボランティアセンター名	ニーズ件数	ボランティア数
高崎市災害ボランティアセンター	12 件	60 人
太田市災害ボランティアセンター	42 件	244 人
富岡市災害ボランティアセンター	109 件	836 人
嬭恋村災害ボランティアセンター	42 件	421 人

- 県社協では、災害ボランティアセンターを取り巻く環境が変化する中、2018 年度に災害ボランティアセンターの現場に即した柔軟な対応が可能となるよう「災害ボランティアセンター運営ガイドライン」を作成しましたが、更に効果的な運営に向けた SNS を含むツールの活用や、運営に携わるスタッフの資質向上が求められています。
- 市町村社協におけるBCPは 10 か所が策定済であるが、全国各地で災害が頻発している状況や、災害時における事業の継続・中断、地域の要配慮者の安否確認等の優先順位を判断するために更なるBCPの策定の推進が必要となります。
- 災害時に迅速な避難行動をとることが困難な高齢者や障害者等の命を守るために、市町村行政、市町村社協等の関係機関が連携し、個別避難計画の作成や地域における見守り活動の更なる充実が求められています。

<取組の方向性>

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- 災害時における市町村社協の体制整備支援
- 災害時における市町村社協のBCPの策定支援
- 地域における避難行動要支援者の見守り活動の推進

<計画期間中の取組・目標>

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
災害時における市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた研修の開催や、群馬県総合防災訓練、市町村防災訓練への参加・協力を通して、運営に携わるスタッフの資質向上を図ります。

- 災害時における市町村社協の体制整備支援
 災害支援活動を円滑かつ効果的に進めるため、平時からの関係機関との情報交換を通して災害発生時の対応方法や役割を明確にするとともに、災害ボランティアセンター設置・運営にかかるSNSを含むツールの活用や、災害用資機材の整備を行います。
- 災害時における市町村社協のBCPの策定支援
 市町村社協は法人運営、地域福祉活動、ボランティア活動、介護保険事業、福祉センターの管理・運営等の様々な事業を実施しており、災害時におけるBCPの策定を支援するため、BCP策定研修会や市町村社協BCP推進事業を実施します。
- 地域における避難行動要支援者見守り活動の推進
 市町村行政、市町村社協等の関係機関が連携し、地域における避難行動要支援者の見守り活動を充実させるため、避難行動要支援者見守り推進事業の推進や、研修会を実施します。

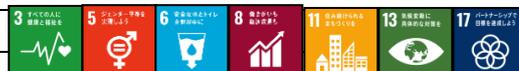
目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 (市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施場所)	市：12か所 町村：1か所	市：12か所 町村：6か所
市町村災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアルの作成支援	15か所	35か所
市町村社協BCP策定支援	10か所	35か所
地域における避難行動要支援者見守り活動の推進	2021年度実施	6か所

Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備

(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援



<現状・課題>

- 高齢者施設・障害児者施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、施設等で働く介護職員等の出勤が困難となり、介護職員等が不足する場合に、他の施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供が継続できる仕組みとして、「高齢者・障害児者施設への応援職員派遣支援事業」を2020年に立ち上げました。
- 現在、応援派遣可能職員として、241事業所・359人（高齢者施設：156事業所・233人、障害者施設：85事業所・126人）が2021年3月現在登録していますが、派遣を想定した連絡体制の整備や実行に移すための訓練等が行われていない状況です。
- 社会福祉施設等で、感染症が発症した場合、サービス継続をよりスムーズに行うためにも、同一種別からの応援派遣が優先されることを鑑みて、種別協議会を中心とした連携体制についての検討も必要となります。

<取組の方向性>

- 平時からの防疫活動の強化
- 応援体制の充実・強化
- 種別協議会との連携により支援体制の充実・強化

<計画期間中の取組・目標>

- 平時からの防疫活動の強化
まず、感染症を引き起こさない、持ち込まない等の平時からの防疫活動の強化を行うとともに、万一発症した場合のサービス継続の方向性整理するために、社会福祉施設等に対する感染症対策に関する研修会や感染症対策に関するBCP策定支援等を通じて、法人・施設としての体制整備を図っていきます。
- 応援体制の強化
応援派遣が可能な職員の確保について、量と質の両面から行うことで、有事の際の対応力を高めるとともに、スピーディーかつ正確な情報のやり取りを含めた応援派遣を行うためにも、継続した専門研修を開催するとともに、派遣調整にかかる連絡体制の整備を図ります。
- 種別協議会との連携により支援体制の充実・強化
発症が確認された際、サービス継続をよりスムーズに行うためにも、同一種別への支援を優先することを鑑みて、種別協議会を核とした応援体制についても協議し、図上訓練等を通して基盤を強固なものとしします。

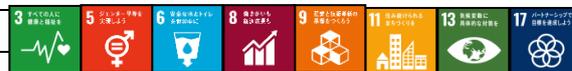
目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
感染症対策モデルBCP策定支援	3法人	10法人
応援職員の追加募集によるマンパワーの確保	高齢 156 事業所 障害 85 事業所	高齢 200 事業所 障害 100 事業所
応援職員の専門性向上のための研修会の実施	高齢：3回 障害：2回	高齢：10回 障害：10回
応援派遣を想定した図上訓練の実施	2021年度開始	5地区

Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備

(2) 感染症予防に向けた取組の強化



<現状・課題>

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方改革をめぐる環境が大きく様変わりし、コロナ禍での業務遂行を含め、時代に合った働き方に切り替えていく必要があります。
- ぐんま DWAT については、避難所立ち上げ支援にかかわる先遣隊員に対する避難所運営にかかる感染症対策の研修を実施し、初動時から必要となる衛生用品等もストックを行い、派遣体制整備を図ってきていますが、行政・保健・医療分野と一体的に避難所運営に関する検討や協議を行う必要性があります。
- 災害ボランティアセンターについては、感染症拡大の影響により、災害ボランティア活動は顔の見える近隣住民を中心に当該市町村域に制限することが適当とされていますが、一方でボランティアの不足が懸念されています。今後、感染症に配慮しつつ、地元中心かつ多様な団体を巻き込んだ協働型の災害ボランティア活動を推進するために、設置・運営訓練、研修会での関係機関・団体とのネットワークの構築や支援者の資質向上を図ります。

<取組の方向性>

- 感染症対策を含む多様な変化に対応したワークスタイルの導入・活用
- 感染症対策を踏まえた避難所運営の体制整備
- 感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの設置・運営体制整備

<計画期間中の取組・目標>

- 感染症対策を含む多様な変化に対応したワークスタイルの導入・活用
テレワークの積極導入やオンライン会議や研修等の活用により、多様な変化に対応したワークスタイルの導入・活用を推進します。
- 感染症対策を踏まえた避難所運営の体制整備
コロナ禍での避難所運営の留意点を含めた実践から学ぶことで、ぐんま DWAT の知見を広げていくとともに、行政・保健・医療分野と一体的に避難所運営について検討・協議を重ねながら、感染症対策を踏まえた避難所運営の基盤整備を図ります。
- 感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの設置・運営体制整備
コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営については、行政や感染予防専門家等と協議をしながら基盤整備を進め、感染防止下における効果的な運営を行うために ICT を活用した情報収集・発信の強化を図ります。

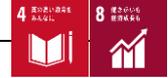
目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
コロナ禍での避難所運営研修の開催	2021年度開始	12圏域
コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修(市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練)	2021年度開始	5か所
ICT(SNS、オンライン)を活用した情報共有会議の実施	2021年度開始	5か所

IV 県社協の組織基盤の強化

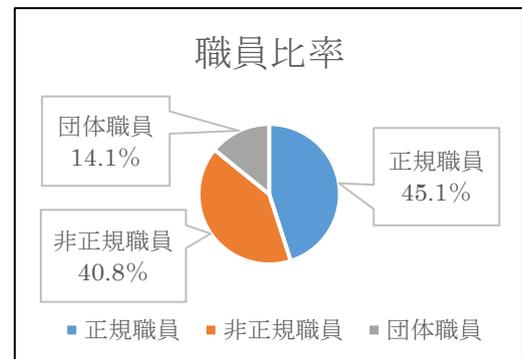
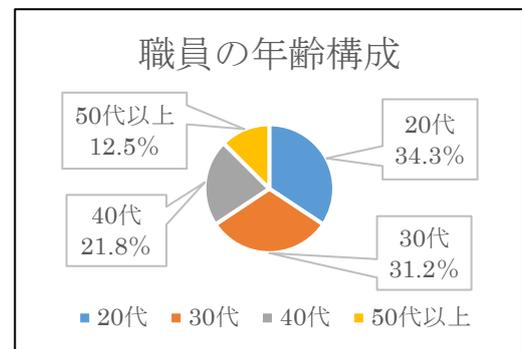
1 組織体制の強化

(1) 人材育成の強化



<現状・課題>

- 地域における生活課題の変容や社会福祉法人制度改革など、社協を取り巻く環境は変化し、今後ますます多様な主体が福祉分野に参入する中で、社協の果たすべき役割や存在意義がこれまでに以上に問われています。
- 地域共生社会の実現に向け、社協に求められる役割も多様化している中で、関係機関との連携・協働はもとより、職員資質の向上が不可欠となっています。そのためには、改めて職員一人ひとりが社協の性格や使命を正しく理解し、自らが日常的に学び、社協職員としての高い意識と専門性を持ち、自覚と責任ある行動をとることが一層求められています。
- 2021年4月1日現在、役員等を除く職員総数は71人で、うち正規職員32人、非正規職員29人、団体職員10人です。正規職員の年齢構成では、20代が11人、30代が10人、40代が7人、50代以上が4人となっています。このうち、入職3年以内の正規職員が10名で職員の若年化が著しく、人材育成が急務となっています。
また、世代交代に伴う組織マネジメント力の低下を防ぐため、職員研修体系の再構築が課題となっています。



<取組の方向性>

- OJTの充実及び組織マネジメント力の向上
- 職員の資質向上のための環境整備と支援
- 人事評価制度の導入・能力評価制度の見直し

<計画期間中の取組・目標>

- OJTの充実及び組織マネジメント力の向上

新規採用職員に対し、各配属先で年齢の近い先輩職員を教育担当（フレッシュマントレーナー）に任命し、新人職員が気軽に相談できる環境を作り育成・指導を行います。入職から概ね3年以内の職員に対しては、仕事・職場・私生活等の悩みについて、先輩職員がヒアリングを行い、サポートするメンター制度を併せて導入します。

また、世代交代を見据え、早期段階から中間管理職層（次席職員）への研修の充実を図るとともに、各役職等に応じて求められる役割・スキル等を明確化し、既存の職員研修体系を再構築することで、組織マネジメント力の向上を図ります。

- 職員の資質向上のための環境整備と支援

社会福祉士等専門資格の取得費用助成及び自己啓発のための助成制度の拡充により、職員の主体性や専門性及び資質の向上のための環境整備を図り、支援を行います。

- 人事評価制度の導入・能力評価制度の見直し

人事評価制度の導入及び、資格取得を含め能力評価制度を見直し、昇給・昇格に結びつけるなどの総合的な人事評価システムの構築を図ります。

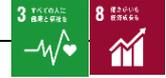
目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
社会福祉士資格取得割合	40.6% (13人)	70%以上 (23人)
自己啓発助成制度の活用	3件 (2016年度～2020年度)	10件
人事評価制度の導入	試行的に実施	2023年度から本格導入

IV 県社協の組織基盤の強化

1 組織体制の強化

(2) 働き方改革の推進



<現状・課題>

- 2018年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、長時間労働の是正や産業医・産業保健機能の強化、多様な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、同一労働同一賃金等が定められました。
これに伴い、本会においても正規職員と非正規職員間の不合理な待遇差の解消や産業医・衛生委員会の機能強化、有給休暇の取得促進、業務の効率化、時間外勤務の縮減等を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新しい生活様式を踏まえて、職場外からでもテレワーク（在宅勤務）による業務ができる環境整備を進めました。働き方改革の推進と相まって、ワークライフバランスの実現に向けて育児・介護と仕事の両立を図る視点からも、更なる多様な働き方の推進が必要です。また、改正育児・介護休業法が成立し、男性の育児休業取得促進に向けた取組が一層進められることを受け、女性職員だけでなく男性職員にも子育てのための休業・休暇等を取得しやすい環境を整備することが求められています。
- 働き方改革の推進には、職員一人ひとりのスキルを高めつつ、デジタル化の推進による業務の効率化や生産性を高めていくことが求められています。そのためには、全ての職員が専門性の向上を図り、ICTの活用や多様な働き方等の環境整備を進める必要があります。

<取組の方向性>

- 働き方改革の推進
- 年次有給休暇の取得促進
- 時間外勤務時間数の縮減
- 多様な働き方の推進
- デジタル化の推進

<計画期間中の取組・目標>

- 働き方改革の推進

同一労働同一賃金の導入に伴う正規職員と非正規職員間の不合理な待遇差の解消に向けた各種手当や休暇制度等について、再度見直しを行い諸規程の整備を行います。産業医・衛生委員会の機能強化と充実のため、ストレスチェックの実施やメンタルヘルス研修会を実施します。

● 年次有給休暇の取得促進

令和2年度の正規職員1人あたりの平均年次有給休暇取得日数は9.6日、取得率¹は49.6%でした。法令で定められた年5日以上の年次有給休暇の取得を確実に進め、職員平均1人あたり年間14日、取得率70%を目指します。

● 時間外勤務時間数の縮減

時間外勤務時間の短縮に向けた取組として、ノー残業デーを導入し、業務の効率化・メリハリのあある働き方により時間外勤務時間数の縮減に努めます。2017年度から2020年度の職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数（101時間）の25%削減（75時間）を目標とします。

● 多様な働き方の推進

テレワーク環境の整備を進めるため、PCの入れ替えに合わせてノート型PCやタブレット等の導入を進め、ワークライフバランスの実現に向けて、育児・介護と仕事の両立を図るためテレワークの積極的な活用を推進します。

また、女性職員の育児休業等取得率は100%を達成していますが、男性職員に対しても、育児休業等休暇や産休の申請をしやすい職場環境の整備を行います。

● デジタル化の推進

事務の効率化や生産性の向上を図るため、プロジェクトチームを組織し、押印廃止やペーパーレス化、電子決裁の導入、各種申請事務のオンライン化等に取り組むことで、デジタル化を推進するとともに、市町村社協のデジタル化も積極的に支援していきます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
衛生委員会等の機能充実	12回	24回
職員の年間平均有給休暇の取得数	9.6日 (49.6%)	14日 (70.0%)
職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数	101時間 (2017~2020年度平均)	75時間
職員一人あたりのテレワーク目標日数	2021年度開始	週2日
男性職員の育児休業等取得率	0% (2018~2020年度)	50% (2021~2025年度)
男性職員の産休5日以上の取得	0% (2018~2020年度)	100% (2021~2025年度)

¹ 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計) × 100 (%) で計算
「取得日数」は1年間に実際に取得した日数。「付与日数」には、繰越日数は含まない。

IV 県社協の組織基盤の強化

1 組織体制の強化

(3) 情報発信の強化



<現状・課題>

- 県社協では、ホームページや広報紙「福祉ぐんま」を活用し、会員施設だけでなく広く関係機関に情報発信を行っています。
- 県社協は、群馬県の地域福祉の推進を担う広域的な組織であり、今後もその使命を全うするためにマスメディアや SNS 等の広報媒体を活用し、内容を充実させるとともに、本県の福祉事業や福祉活動等の情報提供を積極的に展開していくことが求められています。
- 今後の地域共生社会の実現に向け、社会福祉諸制度の動向を踏まえつつ、先進的な取組情報や有益な情報を迅速かつ的確に提供していくために、その有用性や個人情報の取り扱いについて、研修を実施し職員一人ひとりの理解を高め、様々な広報媒体を用いて広く周知することが必要となっています。

<取組の方向性>

- ホームページ、SNS 等の多様な広報媒体を活用した情報発信の強化
- 新たな広報媒体に関するルールの策定
- 広報活動の充実に向けた職員研修の実施

<計画期間中の取組・目標>

- ホームページや SNS 等の多様な広報媒体を活用した情報発信の強化
昨今の福祉の動向を踏まえ、時代や様々な世代に合った広報媒体を活用し、タイムリーで効果的な情報発信ができるように環境を整備するとともに、各課が保有している情報を組織内で有効に活用するため、情報共有方法を検討し、組織内での連携と発信力の強化に努めます。
また、2020年度における本会ホームページの年間閲覧数は、170,104 件でした。今後さらに県内の福祉活動の情報の掲載や各事業の案内等、内容を充実させ、効果的な広報活動を行うことで、県民や福祉関係者の利便性の向上を図ります。
- 新たな広報媒体に関するルールの策定
安全で効果的な情報発信をするため、組織内にプロジェクトチームを編成し、SNS 等の広報媒体の運用に関するルールの作成をします。
- 広報活動の充実に向けた職員研修の実施
職員の広報活動の技術向上や個人情報の取り扱いに配慮した職員意識の向上を目的とした研修会を実施します。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
ホームページの年間閲覧数	103,735件(2017年度) 93,155件(2018年度) 120,475件(2019年度) 170,104件(2020年度)	187,000件
多様な広報媒体の活用	媒体数 3個 ・福祉ぐんま(機関誌) ・ホームページ ・YouTube	媒体数 6個 運用ルールの策定 (2023年度中)

IV 県社協の組織基盤の強化

2 経営基盤の強化

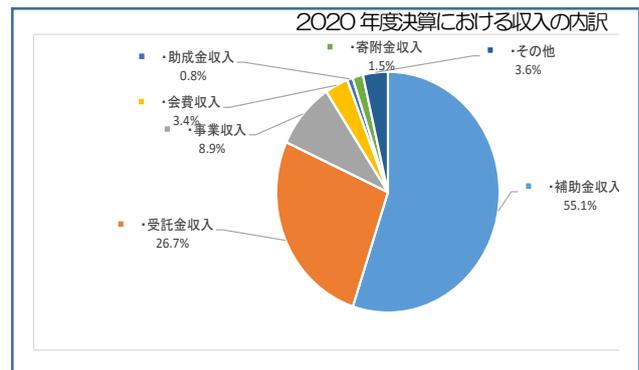
(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し



<現状・課題>

○ 新型コロナウイルス感染症の影響下において、新しい生活様式を踏まえた事業展開が求められています。新たな福祉課題・生活課題へ対応していくため、前例踏襲の事業や必要性が低下している事業については、内容を精査し、廃止・縮小・統合等により事業の見直しを行います。

○ 2020年度における本会の県補助金及び委託金の割合は、事業収入全体の約80%以上を占めています。一方、会費収入や広告料収入等の自主財源については事業収入全体の約12%となっており、年々減少を続けています。安定した経営基盤強化のため、自主財源の確保が課題となっています。



○ 2021年3月現在、県社協会員数は5,405か所、特別賛助会員は1か所に留まっていることから、会員メリットの充実を図り、特別賛助会員も含め会員増加に向けた取組を進めることが必要です。

また、企業や個人に向けて、活動をPRすることで特別賛助会員や寄附を募るとともに、ホームページなどに有料広告を掲載するなど、県社協の活動に賛同するスポンサーを増やす取組を進めることが必要です。

会員数
5,432 (2020年3月末)
5,405 (2019年3月末)
5,433 (2018年3月末)
*民生委員・児童委員含む

<取組の方向性>

- 新しい生活様式を踏まえた事業実施ならびに既存事業の見直し
- 自主財源の確保
- 会員増加に向けた取組と会員メリットの充実

<計画期間中の取組・目標>

● 新しい生活様式を踏まえた事業実施ならびに既存事業の見直し
新しい生活様式を踏まえた事業実施を進めるとともに、社会情勢やニーズを踏まえ、既存事業の評価を実施し、エビデンスに基づき優先度を重視した予算の編成や事業実施に努めます。

● 自主財源の確保
自主財源の確保に向け、県社協の体力を增強させる取組として、プロジェクトチームを組織し、財源確保に向けた取組を進めます。

関係性のある企業、新たな企業との連携を進め、特別賛助会員数を増やすとともにまた、ホームページへのバナー広告の活用・充実を図り、自主財源確保に努めます。

また、コロナ禍において、web上での会議や研修、オンラインによる動画配信なども増加しており、広告発信の検討と広告料収入の確保を進めます。

● 会員増加に向けた取組と会員メリットの充実

職員一人ひとりが県社協の広報マンという意識を持ち、名刺やメール署名、研修資料を活用したPR、封筒の広告募集、ホームページや機関紙「福祉ぐんま」等を通じた積極的なPRにより、新規会員の獲得に取り組み、自主財源確保を目指します。

また、県社協会員のメリットを感じる取組（研修会の開催等）について、職員同士の情報交換を行い、具体的な取組を実施するとともに、ホームページに会員専用情報を作成し、充実を図ります。

特に、専門職や本会事業との連携先として関連する福祉施設として代表的な児童福祉施設、高齢福祉施設、障害者施設の入所施設の加入率の向上を進め、その後通所施設等の施設の加入、特別賛助会員の加入の向上を進めます。

県社協事業の実施内容や成果等を発信し、理解を深めてもらうよう努めます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
会員数	5,405か所 ①児童福祉施設の入会 (410か所/631か所) ②高齢福祉施設の入会 (222か所/270か所) ③障害福祉施設の入会 (53か所/59か所)	5,448か所(43か所の増) ①児童福祉施設の入会 20か所の増(430か所/631か所) ②高齢福祉施設の入会 20か所の増(242か所/270か所) ③障害福祉施設の入会 3か所の増(56か所/59か所)
特別賛助会員数	1か所	10か所
バナー広告	1か所	10か所
封筒広告	2021年度開始	10か所

IV 県社協の組織基盤の強化

2 経営基盤の強化

(2) ガバナンスの強化



<現状・課題>

- 県社協は、本県の社会福祉の中核的な組織として、また、非営利な法人としてふさわしいガバナンスとコンプライアンスを備えた法人経営が求められています。適正な法人経営及び事業の執行を行うため多様な関係機関団体からなる理事、評議員と職員が一丸となって本県の福祉の向上に努めることが求められています。
- 適正な事務執行体制の維持・向上と透明性を備えた法人経営を目的に、定期的に会計専門家による外部検査を実施してきました。今後も各職員が正確な事務処理ができ、職員相互の牽制体制を確立する体制を整えていくことが求められています。
- 自然災害に対応するため本会ではBCPを策定し有事の際の行動指針を定めました。今回、新型コロナウイルス感染症への対応として、生活福祉資金の緊急貸付に伴い、職員の兼務辞令の発令や一時的な応援などの対応をしてきました。感染症を含めた自然災害に対応するため事務局内のガバナンスの強化はもとより、迅速で臨機応変な対応ができるよう事務局体制の構築が求められています。

<取組の方向性>

- ガバナンス及びコンプライアンスの強化
- 組織の透明性の確保

<計画期間中の取組・目標>

- ガバナンス及びコンプライアンスの強化
新しい生活様式に対応したセキュリティの強化や社会福祉法人としてのガバナンスの確立とコンプライアンスの強化のため職員への研修による職員意識の徹底を図るとともにBCPの更新を進めます。
- 組織の透明性の確保
理事会、評議員会、監事会が各々の役割を担い相互牽制機能を果たすと同時に会計専門家による外部検査を四半期ごとに年4回実施し、組織の透明性の確保に努めます。また、全社協主催の経理研修会に職員を派遣します。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
会計専門家による外部検査の継続実施	4回	4回
全社協経理研修への参加	(中級) 7人(21.9%) (初級) 21人(65.6%)	(中級) 17人(53.1%) (初級) 32人(100.%)

IV 県社協の組織基盤の強化

2 経営基盤の強化

(3) 関係団体との連携強化



<現状・課題>

○ 2040年を見据えた地域共生社会の実現には、より身近な地域で市町村社協、社会福祉法人、社会福祉施設、関係団体との連携強化が求められています。協議会としての県社協は、多くの関係機関団体により構成されることから、各種施設団体等が抱える福祉課題を集約し、予算・施策要望会議を開催し、関係機関や行政機関に対し関係予算や施策の要望等を実施してきました。

今後、限られた財源を効果的に活用しつつ、本県の社会福祉の向上のためには、関係機関や行政機関等に対し社会福祉の政策や施策の提言を行う役割が求められています。

○ 県社協内には、市町村社協部会、民生委員児童委員部会、経営者部会、障害福祉部会、高齢福祉部会、子ども福祉部会、ボランティア・市民活動部会、更生保護部会の8つの部会が施設及び団体等により構成されています。それぞれの部会では課題解決のための研修、情報交換、連絡調整等を実施していますが、部会毎に規模や取組内容が異なり、部会の活動状況にも差が生じています。

地域共生社会の実現には、それぞれの部会の活性化と分野を横断した部会間の連携が求められています。

<取組の方向性>

- 予算要望及び政策・施策提言の実施
- 部会活動の活性化

<計画期間中の取組・目標>

- 予算要望及び政策・施策提言の実施

各種別協議会と連携し、感染防止に配慮した福祉サービスの確保とポストコロナによる新しい生活様式を見据え、限られた財源を効果的に活用するため、多様な関係機関団体等とSDGsを意識しつつ連携するとともに単なる予算要望ではなく2040年問題を念頭にした社会福祉の政策や施策の提言を行います。

- 部会活動の活性化

各部会において課題解決のために必要な情報交換や連絡調整等を実施していきます。また、地域共生社会の実現に向けて、部会を横断した連携や協議の場を設けていきます。

目標数値

項目	現状(2020年度末)	目標(2025年度末)
市町村社協部会	2回	2回
民生委員児童委員部会	群馬県県民生委員児童委員協議会として活動	
経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会として活動	
障害福祉部会	2回	2回
高齢福祉部会	0回	2回
子ども福祉部会	2回	2回
ボランティア・市民活動部会	0回	2回
更生保護部会	群馬県保護司会連合会として活動	
部会を横断した連携や協議	1回	1回

目標数値一覧

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
I 包括的な支援体制の構築	1地域における総合的な支え合い活動の創出	(1)市町村圏域における包括的支援体制の構築	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	31か所	35か所	全市町村での策定
			重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画	2021年度開始	14か所	新・群馬県総合計画による2021年度移行準備5か所+実施可能性有り9か所(18か所の半数)
		(2)ボランティア・市民活動と福祉教育の推進	住民による社会参加の場(ふれあい・いきいきサロン等)	2,487か所	3,000か所	直近5年間の増加率の約2倍
			企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働	4企業 4市町村	10企業 18市町村	年間1か所以上の企業の取組と5年間で半数の市町村社協が協働した地域福祉への取組を実施
	2市町村における総合的な相談支援体制の強化	(1)権利擁護体制の構築	日常生活自立支援事業実施社協数	28か所	35か所 (2022年度中)	全市町村社協数
			法人後見事業実施社協数	3か所	15か所	2021年度当初実施予定の5か所とあわせて年間2か所で実施
		(2)生活困窮者等への支援	支援プラン策定件数	29件	47件	個々の状況に応じた自立のための計画策定数。過去5年平均の倍増
			就労開始件数	6件	16件	就労先が決まり就労を開始した件数。過去5年平均の倍増
			ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施	2021年度開始	10回	ひきこもりの家族や当事者の集いの場を設け、年間平均10回実施
			総合支援資金貸付件数	9件	14件	新型コロナウイルス感染症特例貸付終了後の貸付件数の増加を見込んで、2020年度の1.5倍増
		(3)社会福祉法人等の連携強化	現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率(A層)	72.6%	100%	5年後には全ての法人で公益的な取組を実施し、現況報告書へ記載
			社会福祉法人等連絡会の設置(B層)	11か所	35か所	全市町村で設置(広域での設置を含む)
			群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人(C層)	183法人	250法人	誰もが身近なところで相談が可能となるように全法人の50%が加入
			なんでも福祉相談員数(C層)	360名	500名	いつでも相談に応じられるよう、各参加法人2名以上の相談員を配置
			第三者評価事業評価機関数	3か所	8か所	安定的な評価実施のため年1か所ずつ増加
			第三者評価事業年間受審施設数	2か所	16か所	1評価機関につき年2か所の評価実施
	第三者評価事業受審施設累計数	85か所	145か所	毎年度各評価機関が年2か所の評価実施を目標とし、5年後に累計で60か所増		

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
II 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1)福祉人材の確保に向けた取組の推進	就職者数	187人	300人	現状の就職者数の60%増
			新規求職者数	1,501人	2,350人	過去4年間は毎年、求職相談数の50%が新規求職登録していることから求職相談目標値4,700人の50%として算出
			求職相談数	3,916件	4,674件	求職相談数の過去4年間の平均値3,595件に対して30%増
			介護福祉士登録数	331人	497人	現状の登録者の50%増
			保育士登録数	22人	388人	群馬県『潜在保育士等調査』(2020年2月)における無職の保育士数970人の40%として算出
			福祉の仕事相談会参加者数	269人	404人	現状の参加者数の50%増
			LINE登録者数	2021年度開始	320人	有効求職登録者数400名の80%
			介護福祉士修学資金貸付事業	101人	144人	県内養成校9校定員480名の30%が利用
			介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	64人	82人	2020年度実績数の年5%増
			離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	31人	78人	2020年度実績数の年20%増
			介護分野就職支援金	2021年度開始	85人	2021年度貸付予定数58名の年10%増
	保育士修学資金	43人 (2019年度)	140人	県内養成校10校定員1,405名の10%が利用		
	潜在保育士就職準備金貸付事業	9人	61人	県『潜在保育士等調査』(2020年2月)において「今後、保育園で働きたい」と回答した301名の20%の利用		
2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化	(1)福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進	福祉従事者向け研修参加者数	950人	1,140人	現状の参加者数の20%増 (階層別研修、資質向上のための各種研修会の実施。県委託研修は除く)	
		ソウェルクラブ加入法人数	103法人	123法人	年間4法人入会	

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化	「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施	5地区	10地区	年1回、地区持ち回り訓練を継続し、新たに5地区で実施
			モデルBCP策定検討会の継続実施	3法人	20法人	県内20法人にてモデルBCPを策定
			BCP策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成	2021年度開始	20名	モデルBCPを策定した法人に各1名のアドバイザーを養成
			モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の立ち上げ訓練を実施
			市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施
		(2) 災害派遣福祉チーム(ぐんまDWAT)の機能強化	保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施	3圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施
			ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上	223名	250名	県内の12保健所圏域に各20名のチーム員を配置し、本部員として10名を配置
			災害福祉コーディネーター(仮称)の育成	2021年度開始	12名	県内の12保健所圏域全てに専門スタッフを育成
			社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施	2021年度開始	5地区	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施
			ぐんまDWATの専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施	高齢者:3回 障害者:3回 子ども・女性:3回	高齢者:10回 + 訓練1回 障害者:10回 + 訓練1回 子ども・女性:10回 + 訓練1回	DWATの資質向上を図るため、年1回以上の研究協議を継続開催し、実行性を高めるための訓練を計画・実施
			市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	2 災害ボランティア活動への支援	(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携	災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加(多様な関係機関・団体とのネットワークづくり)	市町村社協: 27 関係機関: 23 合計: 50団体	市町村社協: 35 関係機関: 35 合計: 70団体	全市町村社協の参加を含め、毎年4団体の増
			市町村行政と市町村社協の協定の締結	8か所	13か所	毎年1か所で協定を締結
			青年会議所と市町村社協の協定の締結	1地区	6地区	毎年1地区で協定を締結
			ぐんまDWATや福祉専門職等との連携した合同訓練の実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施
		(2) 災害ボランティアセンターの運営支援	市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援(市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施か所)	市: 12か所 町村: 1か所	市: 12か所 町村: 6か所	(市)群馬県総合防災訓練による年1回の訓練の継続実施(町村)年1回の設置・運営訓練の実施
			市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援	15か所	35か所	全ての市町村社協で設置・運営マニュアルを作成
			市町村社協BCP策定支援	10か所	35か所	全ての市町村社協でBCPを策定
			地域における避難行動要支援者見守り活動の推進	2021年度開始	6か所	県内6市町村で活動を推進(2か年×3か所)
	3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備	(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援	感染症対策モデルBCP策定支援	3法人	10法人	県内10法人にてモデルを策定
			応援職員の追加募集によるマンパワーの確保	高齢156事業所 障害85事業所	高齢200事業所 障害100事業所	応援派遣の派遣が可能な事業所を拡大(高齢者施設: 約30%増、障害者施設: 約20%増)
			応援職員の専門性向上のための研修会の実施	高齢: 3回 障害: 2回	高齢: 10回 障害: 10回	応援職員の資質向上を図るため、年1回以上の研修を継続して実施
			応援派遣を想定した図上訓練の実施	2021年度開始	5地区	年1回、地区持ち回り訓練を開催し、5地区で実施
		(2) 感染症予防に向けた取組の強化	コロナ禍での避難所運営研修の実施	2021年度開始	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施
			コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修(市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練)	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施
			ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
IV 県社協の組織基盤の強化	1 組織体制の強化	(1)人材育成の強化	社会福祉士資格取得割合	40.6% (13人)	70%以上 (23人)	10名増、取得率70%以上
			自己啓発助成制度の活用	3件 (2016～2020年度)	10件	助成制度の内容拡充により毎年2件、5年で10件
			人事評価制度の導入	試行的に実施	2023年度から本格導入	2023年度から本格導入
		(2)働き方改革の推進	衛生委員会等の機能充実	12回	24回	衛生委員会及び産業医による巡視・相談回数を合わせて24回
			職員の年間平均有給休暇の取得数	9.6日 (49.6%)	14日 (70%)	職員平均年間取得を14日とし、付与日数に占める取得率70%
			職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数	101時間 (2017～2020年度平均)	75時間	過去4年間の平均時間外数101時間の25%削減
			職員一人あたりのテレワーク目標日数	2021年度開始	週2日	情報通信基盤、勤怠管理、コミュニケーション等を考慮し週2日
			男性職員の育児休業等取得率	0% (2018～2020年度)	50% (2021～2025年度)	男性職員の育児休業等取得率50% (育児休業・育児短時間勤務・部分休業)
			男性職員の産休5日以上の取得	0% (2018～2020年度)	100% (2021～2025年度)	男性職員の産休5日以上の取得率100% (配偶者出産休暇・育児参加休暇)
		(3)情報発信の強化	ホームページの年間閲覧数	(2017年度) 103,735件 (2018年度) 93,155件 (2019年度) 120,475件 (2020年度) 170,104件	187,000件	2020年度の閲覧数の10%増
			多様な広報媒体の活用	媒体数 3個 ・福祉ぐんま(機関誌) ・ホームページ ・YouTube	媒体数 6個 運用ルールの策定(2023年度中)	プロジェクトチームの編成によりSNSユーザーに合ったLINE、Facebook等の広報媒体数を増設
		2 経営基盤の強化	(1)財政基盤の強化と既存事業の見直し	会員数	5,405か所 ①児童福祉施設の入会(410か所/631か所) ②高齢福祉施設の入会(222か所/270か所) ③障害福祉施設の入会(53か所/59か所)	5,448か所 ①児童福祉施設の入会(430か所/631か所) ②高齢福祉施設の入会(242か所/270か所) ③障害福祉施設の入会(56か所/59か所)
	特別賛助会員数			1か所	11か所	民間企業等に働きかけ毎年2か所の増
	バナー広告			1か所	11か所	民間企業等に働きかけ毎年2か所の増
	封筒広告			0か所	5か所	民間企業等に働きかけ毎年1か所の増

基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	現状 (2020年度末)	目標 (2025年度末)	目標値設定の考え方
IV 県社協の組織基盤の強化	2 経営基盤の強化	(2)ガバナンスの強化	会計専門家による外部検査の継続実施	4回	4回	四半期ごとに継続実施
			全社協経理研修 (中級)受講済者数7人 (21.9%) (初級)受講済者数21人 (65.6%)	(中級) 7人(21.9%) (初級) 21人(65.6%)	(中級) 17人(53.1%) (初級) 32人(100.0%)	中級受講者を53.1%、初級受講者を100%
		(3)関係団体との連携強化	市町村社協部会	2回	2回	各部会における協議を2回以上実施 部会横断による協議の場の設置を継続
			民生委員児童委員部会	群馬県民生委員児童委員協議会として活動		
			経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会として活動		
			障害福祉部会	2回	2回	
			高齢福祉部会	0回	2回	
			子ども福祉部会	2回	2回	
			ボランティア・市民活動部会	0回	2回	
			更生保護部会	群馬県保護司会連合会として活動		
部会を横断した連携や協議	1回	1回				

用語の解説一覧を
掲載予定

「群馬県社会福祉協議会
活動推進計画策定委員会
設置要綱」
を掲載予定

第3期策定委員会 委員名簿

第3期策定委員会委員名簿
を掲載予定